

第2編 基本計画

第1章

便利で快適なまちづくり

第2章

人と自然にやさしい環境のまちづくり

第3章

人をはぐくむまちづくり

第4章

活力とにぎわいのある産業のまちづくり

第5章

いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

第6章

みんなで進める協働のまちづくり

便利で快適な
まちづくり

人と自然にやさしい
環境のまちづくり

人をはぐくむ
まちづくり

活力とにぎわいのある
産業のまちづくり

いきいきと暮らせる
福祉のまちづくり

みんなで進める
協働のまちづくり

◆フォトコンテスト入賞作品◆



『高瀬裏川花しょうぶ祭』撮影：福原國廣

第1章

便利で快適なまちづくり

第1節 道路交通体系の整備

- (1) 広域交通ネットワークの整備
- (2) 生活道路網の整備
- (3) 「15分構想」の推進

第2節 公共交通の充実

- (1) 新玉名駅周辺の整備
- (2) バス路線網の整備

第3節 魅力ある住環境の整備

- (1) 定住化などの推進
- (2) 公営住宅の整備

第4節 公園・緑地等の整備

- (1) 公園・緑地の整備
- (2) 「花の都 玉名」づくりの推進

第5節 まちなみの景観形成

- (1) 都市景観の形成
- (2) 自然景観の形成
- (3) 「美しい景観都市 玉名」の実現

第6節 情報・通信基盤の整備

- (1) 情報基盤・通信ネットワークの整備



玉名バイパス開通

第1章 便利で快適なまちづくり

第1節 道路交通体系の整備

◆現状と課題◆

平成23年3月に九州新幹線が全線開業し、県北の交通拠点としての機能が更に充実しました。今後は、広域交通体系やネットワークの整備を推進することにより、地域産業や市域内外との交流促進など、新たな活性化や広がりが求められています。

県北の玄関口として各方面に通じる国道、県道など骨格道路の整備や渋滞の緩和について、国や県への要望活動を強化する必要があります。

また、中心市街地と市域内の周辺地域を結ぶ幹線道路の整備については、市域の一体性を確保するための重要路線として計画的な整備が必要です。

一方、地球環境保全の観点から、環境に負荷の少ない原料や機材を取り入れるなどの施工上の工夫も求められています。

◆施策の方針◆

市民の交通利便性の向上を目指して、主要施設へのアクセス道路の充実に努めるとともに、市域の一体的な発展を図るため、市域内のどこからでも中心市街地まで15分以内で到達できる「15分構想」を推進します。

◆施策区分◆

●道路交通体系の整備

- (1) 広域交通ネットワークの整備
- (2) 生活道路網の整備
- (3) 「15分構想」の推進

◆市道の整備状況

| | 延長 (m) | 歩道延長 (m) | 改良率 (%) | 舗装率 (%) | 改良済 (m) | 舗装済 (m) |
|-----|-----------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| 1級 | 123,661.2 | 25,995.7 | 89.9 | 99.9 | 111,122.8 | 123,506.7 |
| 2級 | 74,538.1 | 5,371.5 | 72.8 | 98.5 | 54,242.4 | 73,418.6 |
| その他 | 628,712.5 | 8,435.2 | 40.6 | 86.5 | 255,022.5 | 543,664.0 |
| 合計 | 826,911.8 | 39,802.4 | 50.8 | 89.6 | 420,387.7 | 740,589.3 |

資料：市道台帳(平成23年 4月 1日現在)

◆都市計画決定街路

| | 計画延長(km) | 整備状況(km) | 整備率(%) |
|-------------|----------|----------|--------|
| 玉名都市計画(玉名市) | 48.6 | 31.3 | 64.4 |

資料：都市計画現況調査(平成23年 3月31日現在)

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 広域交通ネットワークの整備

- 新幹線開業前に暫定2車線で開通した玉名バイパスについては、今後、交通量を考慮しながら4車線化に向けた完全整備を促進していきます。
- 新玉名駅や新幹線の利用者増加を図るため、今後も利便性の高いアクセス道路の整備に努めます。また、新玉名駅から県道玉名八女線にアクセスする県道（仮称：東西道路）については、早急に県道玉名八女線まで接続できるように県との連携を強化し、整備を促進していきます。
- 高齢化の進行や環境問題への配慮など、公共交通の重要性の高まりを踏まえ、利便性が高く持続可能な交通体系の構築を目指します。
- 本市の広域幹線道路である国道や県道については、事業の促進に向けた積極的な要望活動を展開します。
- 有明海沿岸道路（Ⅱ期）の熊本市～大牟田市間については、「候補路線」から「計画路線」への指定に向けた積極的な要望活動を展開します。

(2) 生活道路網の整備

- 本市の都市計画に関する基本的な方針を示すため、新たに『都市計画マスタープラン』を策定します。
- 都市の骨格をなす基盤的施設である都市計画道路の整備は、平成19年度に見直した都市計画道路網の整備計画に沿って計画的、効率的に実施します。
- 国道208号から市民会館を経由し温泉地区を結ぶ市道立願寺横町線は、平成24年度の全線供用開始を目指して整備します。
- JRの線路を原因とする市街地における慢性的な交通渋滞の解消に資するため、平成27年度全線供用開始を目標に市道岱明玉名線を整備します。
- 国道208号から玉名バイパスへのアクセス道路として、市道玉名駅平嶋線の整備を検討します。
- 危険性が高いJR踏切の拡幅改良については、JR九州と協議のうえ、道路改良と一体的に推進します。
- 通学路など市民生活に最も密着し市域内の交通ネットワークを担う生活道路網は、舗装、新設・改良、側溝改良などの計画的な整備を図り、市民の利便性の向上と安全の確保に努めます。

(3) 「15分構想」の推進 ◀◀◀ 重点施策

- 新市としての市域の一体的な発展のために、市域内交通のネットワークを整備し、市域内のどこからでも15分以内で中心市街地まで到達できる「15分構想」を推進し、市域内交通の利便性と定時性を確保に努めます。
- JR鹿児島本線より南部方面からの中心市街地への交通アクセス機能の向上や、都市の外環状の形成に資する岱明玉名線や南廻りバイパス（仮称）などの整備は、関係機関の理解を得ながらその取組を推進します。
- 小島橋を利用する市民の利便性の向上に資するため、市道小浜繁根木線の道路拡幅や砂天神踏切の拡張を図るなどの道路改良に努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|-----------------------------|----------------|----------------|
| 幹線道路や生活道路の整備について満足している市民の割合 | 30.3% | 32.8% |

※現状値：平成23年7月に実施した市民アンケートの調査結果による市民の満足度。

第2節 公共交通の充実

◆現状と課題◆

本市は、JR鹿児島本線や九州自動車道、有明フェリーなど交通の便に恵まれています。また、平成23年には九州新幹線新玉名駅が開業し、国道208号玉名バイパスも全線開通するなど県北の拠点として着実に発展しています。

公共交通は、行政が補助する路線バス、天水・河内地区の事前予約制の乗合タクシー、JRなどが運行し、交通移動手段を持たない高齢者や高校生などの「生活の足」として広く利用されています。

しかし、近年、自家用車の普及と道路交通体系の充実に伴い、公共交通利用者が年々減少してきており、民間交通事業者の経営環境の悪化や市の財政負担の増加など、地域公共交通を取り巻く現状は厳しさを増してきています。

今後、本格的な少子・高齢社会を迎えるに当たり、交通移動手段を持たない市民の生活の支えとなり、また環境への負荷が小さい地域公共交通を確保・維持していくことが必要です。

◆施策の方針◆

地域の実態や将来の変化も踏まえたバス路線のあり方を検討し、利便性の高い地域公共交通の再編に取り組みます。併せて、交通結節点からの二次交通の充実に向けた検討を行います。

◆施策区分◆

●公共交通の充実

- (1) 新玉名駅周辺の整備
- (2) バス路線網の整備



新玉名駅

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 新玉名駅周辺の整備 ◀◀ 重点施策

●新玉名駅周辺については、周辺整備構想に沿って、県北の玄関口の形成、県北の生活文化拠点の創出、県北地域との連携強化などをまちづくりの方針とします。また、その開発については、駅前広場を除く新玉名駅周辺整備構想区域（35.6ha）において、開発における諸手続きや**インフラ整備***などを市が支援することで民間活力による開発を誘導していくとともに、無秩序な開発とならないよう働きかけを実施します。更に、周囲の田園風景との調和にも配慮した景観の形成に努めます。新玉名駅の駐車場は、駐車台数が駐車可能台数を上回る状態が発生していることから、目的に沿った利用の指導や、規模の再検討も視野に入れた有効策の実施に努めます。

(2) バス路線網の整備

- 路線バスの運行や利用の状況、地域住民の意向調査など地域交通の実態把握に努めるとともに、今後の人口構造や社会構造の変化なども踏まえた地域公共交通のあり方を検討します。そして、交通空白地域の解消を図りながら、財政負担にも配慮した持続可能な交通体系の構築を目指します。
- 阿蘇方面につながる広域観光バスの運行については、新幹線新玉名駅の開業に伴う需要の状況を検証しながら実現に向けて運行事業者に対する働きかけを実施します。
- バス路線網の整備に当たっては、危険箇所や道路幅員などの調査を実施し、走行性と安全性の確保を図ります。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|------------------------------------|----------------|----------------|
| 新玉名駅周辺整備やバス等の公共交通機関について満足している市民の割合 | 13.2% | 17.5% |



新玉名駅前広場

用語説明

インフラ整備

交通網や上下水道など、生活や産業の基盤となる公共設備を整え充実させること。

第3節 魅力ある住環境の整備

◆現状と課題◆

本格的な少子・高齢社会が進行する中で、本市でも今後、高齢単身者・高齢夫婦世帯の大幅な増加が見込まれており、市民の誰もが生涯にわたって安心して生活できる住環境づくりに取り組んでいくことが大切です。高齢社会に対応するため、高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流の輪が広がる住環境づくりも重要となっています。

また、人口減少による地域の活力低下が懸念される中、今後も定住人口の増加や出生数の増加に向けた諸施策の推進や、産業振興による地域経済の活性化などを図ることが求められています。公営住宅については、『玉名市公営住宅等長寿命化計画』に基づき、建替えや改修を計画的に行い、長寿命化やライフサイクルコスト*の縮減を図る必要があります。

◆施策の方針◆

誰もが安心して生活できる住環境の実現を図り、九州新幹線開業や本市の魅力を生かした定住促進に取り組むとともに、少子・高齢社会に対応した高齢者から子どもまで多様な世代が居住し交流できる住環境づくりに努めます。

◆施策区分◆

●魅力ある住環境の整備

(1) 定住化などの推進

(2) 公営住宅の整備



市営住宅(古閑団地)

用語説明

ライフサイクルコスト

建物や構造物などの企画・設計から建設を経て維持管理、耐用年数の経過による解体処分まで全期間に要する費用のこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 定住化などの推進

- 安全で快適な住まいづくりや良好な住環境の形成に資するため、優良な民間企業の住宅開発の誘導に努めます。
- 官民の協力体制を推進し本市の魅力を高めるとともに、定住促進補助制度などの活用をはじめ、『玉名市スマイル構想』（定住化基本構想）に掲げる施策の実現に努めながら定住人口の増加を図り、「ずっと住みたい玉名」づくりを目指します。

(2) 公営住宅の整備

- 公営住宅の建設や老朽化が著しい既設公営住宅などの改修は、『玉名市公営住宅等長寿命化計画』に沿って計画的に実施します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 定住化促進の活動や公営住宅の整備について満足している市民の割合 | 6.7% | 8.1% |

◆ 公営住宅

| 団地名 | 建設年度 | 棟数 | 戸数 | 構造 | 階数 |
|--------|-----------|-----|-------|------|-----|
| 天満町団地 | 昭和58 | 4 | 10 | CB | 2 |
| 陳内団地 | 昭和60 | 1 | 16 | RC | 4 |
| 東原西団地 | 昭和61 | 3 | 6 | CB | 1 |
| 南大門団地 | 平成7～平成8 | 5 | 30 | RC | 3 |
| 山田団地 | 昭和63～平成4 | 12 | 92 | RC | 3～4 |
| 糠峯団地 | 昭和48～昭和52 | 17 | 268 | RC | 2～4 |
| 深田団地 | 昭和53 | 9 | 39 | CB | 2 |
| 住吉団地 | 平成5 | 1 | 16 | RC | 3～4 |
| 柘木団地 | 昭和57～昭和61 | 7 | 14 | CB | 1 |
| 一本松団地 | 昭和45～昭和57 | 34 | 149 | CB | 1～2 |
| 四本木団地 | 昭和54 | 2 | 48 | RC | 4 |
| 杉田東団地 | 昭和55 | 3 | 6 | CB | 1 |
| 杉田西団地 | 昭和56 | 3 | 6 | CB | 1 |
| 大倉団地 | 昭和36～昭和57 | 59 | 228 | CB | 1～2 |
| 岩井口西団地 | 昭和60～平成元 | 8 | 18 | CB | 1 |
| 栗崎団地 | 昭和55 | 2 | 32 | RC | 4 |
| 三ツ川団地 | 平成13～平成14 | 5 | 30 | RC | 3 |
| 明神尾団地 | 昭和52～昭和53 | 10 | 40 | CB | 2 |
| 古閑団地 | 平成12～平成13 | 9 | 40 | W・RC | 1～2 |
| 桜谷団地 | 昭和55～昭和57 | 3 | 12 | CB | 2 |
| 馬の水住宅 | 昭和56 | 1 | 6 | W | 1 |
| 新立石団地 | 昭和54 | 1 | 6 | RC | 3 |
| 計 | | 199 | 1,112 | * | * |

W=木造、CB=補強コンクリートブロック造、RC=鉄筋コンクリート造

資料：住宅課（平成23年10月18日現在）

第4節 公園・緑地等の整備

◆現状と課題◆

本市の公園・緑地は都市公園 52カ所で面積 65ha、その他の公園は 16カ所で面積が 10ha となっており、市民一人当たり 10㎡の整備率となっています。

地区公園、近隣公園、街区公園などの整備については、市全体にバランスのとれた計画的な整備を推進するとともに、災害時の避難場所などの多様な利活用の観点から、公園・緑地の適正な配置が求められています。

◆施策の方針◆

都市に潤いをもたらし、余暇活動やスポーツなど市民の憩いの空間であり、安全快適な都市環境を形成するうえで重要な役割を担う公園や緑地などの整備推進と適正配置に努めるとともに、潤いある空間づくりを目指した「花の都 玉名」づくりを進めます。

◆施策区分◆

●公園・緑地等の整備

(1) 公園・緑地の整備

(2) 「花の都 玉名」づくりの推進



桃田運動公園の眺望



蛇ヶ谷公園(リニューアルした園路)

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 公園・緑地の整備

- 公園・緑地は、市民生活に安らぎや潤いをもたらす都市環境の向上に資する大切な施設であることから、今後とも現在の緑地水準を維持し、適切な公園管理を実施します。
- 総合公園と運動公園は、地域住民の憩いの場、レクリエーション、コミュニティ活動* や災害時の広域避難場所として位置づけ計画的な整備を図ります。
- 公園利用者の安全を確保するとともに、利用促進を図るため、老朽化した公園は再整備を図ります。また、地域住民による公園管理も支援します。

(2) 「花の都 玉名」づくりの推進 ◀◀ 重点施策

- 花と緑があふれるまちづくりを目指すため、玉名21の星事業をはじめ、小・中学校や各種団体による「花の都 玉名」づくりを推進するとともに、これを継承していく人材の育成を支援します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|--|----------------|----------------|
| 公園や緑地などの整備や花の拠点づくりの推進活動について満足している市民の割合 | 21.7% | 23.3% |

◆ 公園緑地等の状況

| | 箇所数 | 面積(ha) |
|------|-----|--------|
| 街区公園 | 37 | 6.75 |
| 近隣公園 | 1 | 1.13 |
| 地区公園 | 1 | 6.51 |
| 総合公園 | 1 | 20.86 |
| 運動公園 | 1 | 18.90 |
| 都市緑地 | 8 | 8.38 |
| 広場公園 | 3 | 2.17 |
| 計 | 52 | 64.70 |

資料: 都市公園等整備現況調査(平成23年 3月31日現在)



花づくりの様子

用語説明

コミュニティ活動

自治会や町内会などにおいて、地域課題の解決に向けた住民が自主的に行う地域住民のための活動のこと。

第5節 まちなみの景観形成

◆現状と課題◆

魅力的なまちなみや美しい景観は、まちのイメージを高め、潤いある快適な生活環境を創造するうえで重要なことです。特に、中心市街地においては、商業施設の看板や色彩など統一感のとれた景観に配慮した美しいまちなみ形成に努めることが求められています。

山々の豊かな緑や自然景観は本市の貴重な財産であり、市民生活に憩いと安らぎを与えています。こうした自然景観を守っていくため、市民の理解と協力を得て、山林や田園風景などの自然緑地についても、保護、保全を図っていく必要があります。また、歴史など地域の風情を感じることができる魅力的な景観形成に努めることも大切です。

◆施策の方針◆

市民生活に安心感と安らぎをもたらし、訪れる人々の心をなごませ、街なかのにぎわい創出につながる魅力あるまちなみ景観形成に向けて、市民意識の高揚を図るとともに、景観形成基準の設定なども視野に入れた「景観のよいまちづくり」を推進します。

◆施策区分◆

●まちなみの景観形成

(1) 都市景観の形成

(2) 自然景観の形成

(3) 「美しい景観都市 玉名」の実現



玉名温泉の石畳の散策路

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 都市景観の形成

- 中心市街地においては、建物や商業施設の形態、色彩、看板などについて、景観形成基準の設定も視野に入れ、調和のとれた統一感のあるまちなみ景観の形成を推進します。

(2) 自然景観の形成

- 菊池川をはじめとする河川や山並みの景観形成は、自然の風景を十分配慮した修景整備を実施し、都市の潤い空間として自然景観が阻害されないよう保全を図ります。

(3) 「美しい景観都市 玉名」の実現

- 自然や歴史など地域の風情を感じることができ、観光客や地域住民にとってやすらぎと潤いをもたらす景観を形成するため、行政とまちづくり団体が連携して豊かな景観形成を推進します。また、地域の景観は地域で守り育てるという市民意識の高揚に努め、「美しい景観都市 玉名」の実現を目指します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|----------------------------|-----------------|-----------------|
| 街並み景観や自然の風景について満足している市民の割合 | 12.6% | 14.4% |



玉名温泉の街並み



高瀬花みち通りの夜景

第6節 情報・通信基盤の整備

◆現状と課題◆

本市の情報・通信基盤は、自設の光ファイバ*によって主な公共施設を接続しており、行政サービスの提供や情報の共有化、また学校ネットワークシステムなどで利用されています。また、県と各市町村が連携し、電子申請受付サイトの共同運営を行っています。

今後は、各種行政手続きにおける電子申請の利用推進、利便性の向上を図るとともに、多種・多様化する市民サービスに対応する各種行政システムの構築・導入を行います。

また、日々進歩するインターネット環境などに対応した市公式ホームページ*の更なる充実が求められています。

◆施策の方針◆

公共機関や施設間を結ぶ高度情報通信網のネットワーク化を推進し、産業、保健・医療・福祉分野、災害、観光、交通情報など多面的な情報サービスや利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、個人情報保護や情報通信の安全性の確保に努めます。

◆施策区分◆

●情報・通信基盤の整備

(1) 情報基盤・通信ネットワークの整備



行政事務システムのサーバー機器

用語説明

光ファイバ

ガラスやプラスチック繊維でできている光を通す通信ケーブル。通信速度が速く、超長距離でのデータ通信も可能。

ホームページ

団体や個人が、インターネット上で独自に開設し、公開する情報のページ。ホームページを介して、各種の予約や検索なども可能。

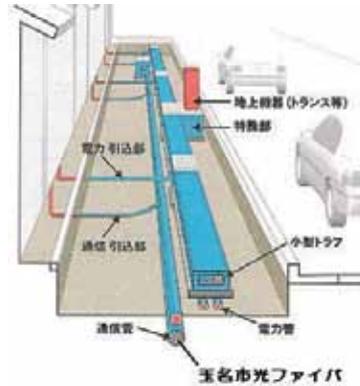
◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 情報基盤・通信ネットワークの整備

- 災害や事故に備えるために、市光ファイバを電線共同溝へ入溝するとともに、万が一の場合にも業務への影響がないようバックアップ回線を設置します。
- 外部ネットワークとの接続に際し、ファイアウォール* などによる不正侵入などの防止を図ります。また、職員への市のセキュリティポリシー* の周知・徹底を実施し情報漏えいなどインシデント防止* を図ります。
- 本市の行政事務の基幹業務システムは、平成 23 年 1 月に新たなシステムが導入されました。今後、サーバ機器保守期限となる平成 27 年度に予定するシステムの更新のため、平成 25 年度をめどに再評価を実施します。また、各種のシステムを導入することにより、行政サービスの充実に図ります。

◆ 施策の目標指標 ◆ ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|-------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 市のホームページなど情報・通信基盤の整備について満足している市民の割合 | 7. 8 % | 9. 0 % |



光ファイバ網幹線のイメージ

用語説明

ファイアウォール

外部からの不正なアクセスや侵入を防止することを目的としたシステム。

セキュリティポリシー

企業などの組織において、どのような情報資産をどのような脅威からどのようにして守るのか、またそれを行うための体制、組織および運用について総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

インシデント防止

ウイルス感染や不正アクセス、情報漏洩、迷惑メール送信、サービス拒否攻撃など情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる現象や事案を防ぐこと。

第2章

人と自然にやさしい環境のまちづくり

第1節 自然環境の保全

- (1) 地下水の保全
- (2) 河川環境の保全
- (3) 森林環境の保全
- (4) 「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進

第2節 環境保全への意識啓発

- (1) 環境保全活動の意識啓発の推進
- (2) 環境保全活動の支援

第3節 新エネルギーの導入

- (1) 新エネルギー導入の推進
- (2) 省エネルギーの推進

第4節 上水道・下水道の整備促進

- (1) 上水道などの整備
- (2) 下水道などの整備

第5節 安心安全なまちづくり

- (1) 防災体制の強化
- (2) 治水の強化
- (3) 交通安全対策の強化
- (4) 防犯対策の強化

第6節 ごみ・し尿処理と再資源化の推進

- (1) ごみ分別収集の推進
- (2) 循環型社会システムの構築
- (3) 不法投棄の監視強化



菊池川

便利で快適な
まちづくり

人と自然にやさしい
環境のまちづくり

人をはぐくむ
まちづくり

活力とにぎわいのある
産業のまちづくり

いきいきと暮らせる
福祉のまちづくり

みんなで進める
協働のまちづくり

第2章 人と自然にやさしい環境のまちづくり

第1節 自然環境の保全

◆現状と課題◆

本市では、山・川・海などの自然から様々な恩恵を受けていますが、近年、不法投棄などの廃棄物による環境汚染が自然界の浄化作用や生態系に大きな影響を及ぼしています。

菊池川流域の9市町で構成する**菊池川流域同盟***では、流域一体で連携して多様な環境保全活動を実施しており、今後も市民への環境PRの継続的な取組が必要です。

◆施策の方針◆

かけがえのない豊かな自然を市民の財産として後世に残していくため、治山・治水事業を進め、河川・海域の水質浄化を図るとともに、菊池川流域同盟の活動を核として、美しく親しみのもてる自然環境の保全に努め、「環境の先進地、環境立都 玉名」として全国へ情報発信していきます。

◆施策区分◆

●自然環境の保全

- (1) 地下水の保全
- (2) 河川環境の保全
- (3) 森林環境の保全
- (4) 「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進



尾田丸池

用語説明

菊池川流域同盟

平成元年に菊池川流域 21 市町村と住民代表により、河川の浄化と河川環境の保全を図ることを目的に結成され、全国で初めてとなる流域単位で統一した条例「菊池川を美しくする条例」を制定している。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 地下水の保全

- 本市の豊富で良質な地下水を保全するため、県と連携した地下水採取量調査や地下水定期モニタリング水質検査を実施し、地下水の汚染防止と保全対策を推進します。

(2) 河川環境の保全 **重点施策**

- 菊池川流域同盟の活動については、水質調査、清掃事業、水援隊事業のほか、「菊池川の日」の制定意義を内外にPRするとともに、廃油石けん作りコンテストや子どもへの環境学習を取り入れたイベントなどを積極的に実施し、市民の水質浄化意識の向上に努めていきます。
- 市民へ生活排水路の定期的な清掃を促し、浄化機能や美観を維持保全することで、河川の環境保全を推進します。

(3) 森林環境の保全

- 本市の森林は、放置林が多く基幹的な林業が少ない状況にあり、1ha以上の規模による山砂採取などの林地開発が見受けられます。景観保全、地下水かん養などの面から開発との調和を図りながら自然環境の保全に努めます。

(4) 「環境の先進地、環境立都 玉名」の推進

- 様々な公害に対する情報把握に努めるとともに、市民の不安を解消し、苦情などの処理には迅速に対応します。
- 環境の保全や創造について基本理念を定めるとともに、市民一人ひとりの環境美化に対する意識を高めるための環境基本条例（仮称）の制定に努めます。
- 菊池川流域同盟の環境保全活動を核とする「環境の先進地、環境立都 玉名」をインターネットなどメディアを通じ、全国へ情報発信します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|----------------------------|----------------|----------------|
| 水資源や自然環境の保全について満足している市民の割合 | 10.4% | 14.9% |



事業所排水水質検査



菊池川流域同盟(菊池川の日)

第2節 環境保全への意識啓発

◆現状と課題◆

近年、世界的に頻発する異常気象は、地球温暖化が原因といわれています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減のため、今後も、家庭、地域、学校、企業、行政などで互いに連携してその対策に取り組むことが求められています。

具体的には、市民への意識啓発のPR、環境配慮型製品購入の推進、企業のISO14001*取得へ向けた意識啓発の推進、子どもへの環境教育の実施、リサイクル活動などを通じて環境保全への関心を高めていく必要があります。

◆施策の方針◆

市民一人ひとりの意識と活動によって環境にやさしいまちづくりを市民全体の取組として発展できるように、子どもへの環境教育、市民や企業などに向けた環境問題の啓発を推進するとともに、地球温暖化防止や土壌、大気、水質などの汚染汚濁に対する監視体制の強化など環境保全に重点を置いて取り組みます。

◆施策区分◆

●環境保全への意識啓発

(1) 環境保全活動の意識啓発の推進

(2) 環境保全活動の支援



環境学習

用語説明

ISO14001

組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境問題の改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格のこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 環境保全活動の意識啓発の推進

- 市民一人ひとりの環境保全意識を高めることが快適な生活環境の確保につながります。地域や学校への環境学習の出前講座を実施するとともに、家庭などにおけるグリーン購入やリサイクル活動の推進を通じて環境保全意識の向上に努めます。
- 子どもたちが、早い機会から環境保全について関心を持ち、日常生活の中でエコライフ活動の大切さを体験し理解できるように、保育所や幼稚園、小・中学校での環境学習やリサイクル活動、環境美化活動を推進します。
- ISO14001 やエコアクション21* などの企業の環境活動に対する意識の啓発を推進します。

(2) 環境保全活動の支援

- ホームページなど情報サービス機能を活用し、市民グループやNPO* などの環境保全推進団体の活動実績を紹介したり、団体の新規結成や既存団体の活動を支援するなど、自主的団体が環境活動の推進母体となり得るよう支援します。
- エコ活動を行う事業者や市民団体などへの支援を継続し、定期的に広報紙などで活動状況を広く周知し、エコ活動への関心、参画の拡大に努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 環境教育や環境美化の推進活動について満足している市民の割合 | 20.3% | 22.9% |



環境保全推進団体の総会

用語説明

エコアクション21

中小企業や学校、公共機関などが、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための認証・登録制度。

NPO

Non Profit Organization の略。ボランティア活動など、社会的な公益活動を行う、営利を目的としない組織・団体。

第3節 新エネルギーの導入

◆現状と課題◆

地球温暖化は、世界中の自然や生態系に大きな影響を与えており、地球温暖化の主な原因の一つとして、私たちの生活や産業活動の高度化からもたらされた二酸化炭素の排出がとりざたされています。

新エネルギー*の普及は、その設置費や導入費に割高感があるため普及しづらい面がありますが、東日本大震災を境に再生可能エネルギーを見直す気運が高まっており、市としては公共施設への導入に努めるとともに、市民への普及啓発を推進し、市民や事業者による新エネルギーの導入に結びつけていく必要があります。

◆施策の方針◆

市民一人ひとりが地球温暖化防止の認識を深め、行動を起こしていけるよう、新エネルギーの導入促進について検討するとともに、市民への普及啓発に努めます。

◆施策区分◆

●新エネルギーの導入

(1) 新エネルギー導入の推進

(2) 省エネルギーの推進



太陽光発電パネル

用語説明

新エネルギー

バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電など、再生可能なエネルギーのこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 新エネルギー導入の推進 ◀◀◀ 重点施策

- 公共事業関連での新エネルギー導入は、関係課と連携し、環境に配慮した機材や施工方法を用いるよう意識啓発に努めます。
- 市民一人ひとりが地球温暖化防止の認識を深め、行動を起こしていけるよう太陽光発電の設置支援を実施します。なお、住宅用の太陽光発電機設置に対する支援を設置世帯数で年間200軒前後の純増を目標として引き続き実施します。

(2) 省エネルギーの推進

- 環境負荷の低減に資するため、公用車の買い替えの際には、ハイブリッド自動車*などの導入を積極的に検討し、可能な限り実施します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 太陽光などの新エネルギー導入推進について満足している市民の割合 | 9.2% | 14.1% |



グリーンカーテン



太陽光発電量表示モニター

用語説明

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

第4節 上水道・下水道の整備促進

◆現状と課題◆

上水道事業、簡易水道事業については、市民への安全な水の供給と生活環境の改善に寄与することを目的に整備を推進してきました。上水道事業は、玉名地区で昭和33年、岱明地区で平成3年からそれぞれ供用開始しています。上水道事業の普及率は、平成22年度末で69.7%となっています。簡易水道事業は、天水地区で昭和41年から供用開始しています。

今後も、水道は生命の維持と市民生活に必要な不可欠なものという視点から「信頼されるライフライン」を目指して、老朽化しつつある施設の整備、更新を行い、災害時においても水道水の安定供給ができる体制の構築を図るとともに、健全な事業経営に努める必要があります。

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業は快適な都市環境の実現と河川や海などの水質保全を図るため、その普及に努めてきました。公共下水道事業は、玉名処理区で昭和56年、岱明処理区で平成3年から供用開始しています。農業集落排水事業は、横島地区・天水地区で平成5年度より随時供用開始しています。浄化槽整備事業は、公共下水道事業や農業集落排水事業の計画区域外の地域で進めています。

今後も各事業の整備推進と未加入者の普及促進を図るとともに、老朽化した施設の改築更新や業務の効率化による経費削減が課題となっています。

◆施策の方針◆

安全で良質な水を安定して供給するために、水源の確保と有効利用に努めるとともに、給水施設の整備と効率化を推進します。また、生活環境や公衆衛生向上、浸水の防除及び川や海などの公共用水域の水質保全に向けて、地域の実情に適した下水道整備を進めます。

◆施策区分◆

●上水道・下水道の整備促進

(1) 上水道などの整備

(2) 下水道などの整備

◆上水道事業整備状況

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口(人) | 72,401 | 71,841 | 71,373 | 70,835 | 70,369 |
| 給水人口(人) | 49,855 | 49,987 | 49,849 | 49,219 | 49,056 |
| 普及率(%) | 68.86 | 69.58 | 69.84 | 69.48 | 69.71 |

資料：地方公営企業決算状況調査

◆簡易水道事業整備状況

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口(人) | 72,401 | 71,841 | 71,373 | 70,835 | 70,369 |
| 給水人口(人) | 1,825 | 1,717 | 1,695 | 1,678 | 1,655 |
| 普及率(%) | 2.52 | 2.39 | 2.37 | 2.37 | 2.35 |

資料：地方公営企業決算状況調査

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 上水道などの整備

- 上水道事業は、年次整備計画に基づき未普及地域の解消、老朽化した施設や配水管の更新を計画的に推進するとともに、運転管理や維持管理体制の効率化を目指します。
- 配水池やポンプ室などの基幹構造物や管路の耐震補強や更新を進めるとともに、災害時の応急給水拠点を整備するための『拠点設置計画』などの策定に努めます。
- 簡易水道事業は、創設から40年以上が経過しています。施設の老朽化が進み、配水管の更新時期も迎えているため、統合計画書に基づき施設や配水管の更新を推進します。

(2) 下水道などの整備

- 公共下水道事業は、平成28年度の処理区域内人口33,400人を目標とします。今後も更に計画区域内の認可拡張を実施し、早期完了を目指すとともに、要望の高い未整備地区の新規着手に努めます。
- 玉名市浄化センターの機械や電気設備の改築を進めることにより施設の長寿命化を図るとともに、経営においては補助制度を活用し建設投資や維持管理の一層の効率化に努めます。
- 菊池川左岸（豊水、伊倉、八嘉の一部）の下水道は、地域の意見などを踏まえ整備手法など検討を引き続き実施します。
- 新幹線新玉名駅周辺の汚水整備計画は、『新玉名駅周辺地域等整備基本計画』を踏まえ、今後の開発状況に添った適正な下水道事業を引き続き推進します。
- 立願寺の雨水対策は、市計画道路の完成とともに雨水幹線が整備され、繁根木川の改修も同時期に実施されたことで、浸水地区内の排水機能が高まり改善がみられるため、今後の整備手法については慎重に検証し対応します。
- 浄化槽の設置者に対しての設置費補助金の交付や、市町村設置型の整備について、今後も積極的に推進するための啓発活動に努めます。また、このような取組を進めていくことで、「水のきれいな都 玉名」の実現を目指します。
- 平成5年度から稼動した横島地区の農業集落排水事業は、平成22年度に全区域の整備が完了しました。今後は、経年劣化による機能低下が懸念される汚水処理場などの改修計画を立てて機能の強化を実施します。
- 天水地区の汚水処理対策は、農業集落排水事業によって約33%の区域が整備されていますが、人口が集中する天水支所周辺区域では浄化槽による処理を行っています。今後は下水道施設による汚水処理なども含め、最も適切な汚水処理の整備手法の検討を図り、その実現に努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|-----------------------------|----------------|----------------|
| 上水道や下水道などの整備について満足している市民の割合 | 23.6% | 25.9% |

◆ 汚水処理整備の状況（公共下水道、農業集落排水、浄化槽整備の合計）

| | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 行政区域内人口(人) | 72,027 | 71,455 | 70,976 | 70,483 | 70,049 |
| 汚水処理人口(人) | 50,076 | 51,020 | 52,782 | 54,990 | 55,594 |
| 普及率(%) | 69.52 | 71.40 | 74.37 | 78.02 | 79.36 |

資料：汚水処理人口普及状況総括表

第5節 安心安全なまちづくり

◆現状と課題◆

安全・安心に対するニーズが高まる中、集中豪雨や大地震などへの対応など、消防・防災体制のさらなる充実・強化が求められており、火災や災害から市民の尊い生命や貴重な財産を守り、地域の安全を確保するために、社会環境や災害の様態の変化への対応が必要です。そこで、市民の防災意識の高揚を図るとともに、**自主防災組織***などの役割が十分発揮できるよう、日頃からの訓練を積み重ねていく必要があります。

交通安全対策では、特に、幼児や高齢者などへの交通安全意識の高揚が必要であることから、関係機関と連携し幼児から高齢者まで一貫した交通安全教育の推進が大切です。そこで、交通環境の変化に即応した交通安全施設の充実を図る必要があります。

犯罪防止については、防犯設備など（防犯灯、防犯看板、死角のない安全な住宅など）の改善・整備や、地域や職場における防犯組織の構築、駅前パトロールセンターなどの民間交番活動や自主防犯活動に対する支援、防犯に関する啓発活動を更に積極的に推進することが重要です。

◆施策の方針◆

多様な災害や事故・事件への対策に万全を期す取組を可能な限り推進し、だれもがどこでも安心して安全に暮らせる『安心安全都市 玉名』の実現に努めます。

◆施策区分◆

●安心安全なまちづくり

- (1) 防災体制の強化
- (2) 治水の強化
- (3) 交通安全対策の強化
- (4) 防犯対策の強化



交通指導員合同訓練

用語説明

自主防災組織

災害対策基本法第5条第2項において規定される地域住民による任意の防災組織。本市では、行政区を単位として108区（H24年3月末現在）で結成され、地域住民が連帯して防災活動に取り組んでいる。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 防災体制の強化 ◀◀ 重点施策

- 円滑な応急活動を実施するため、災害時における連絡体制や役割分担などについて、防災関係機関、民間事業者と事前に調整を実施するなど、一層の連携・協力体制の充実を図ります。
- 危機管理意識の啓発は、市、防災関係機関、自主防災組織などとの連携を強化し、市民の防災意識の高揚を図ります。
- 常備消防については、災害様態の複雑多様化に対応するため、救助に関する教育訓練体制の充実や救助業務実施体制の強化を促進していきます。また、非常備消防は、団員確保と体制強化を図るため組織再編を検討するとともに、活動に必要な資機材、装備、施設などを整備し、消防団活動の充実を図ります。
- 災害時における自主的な防災活動が重要であることから、平時からの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練などに市民が参加しやすい工夫を凝らし、地域の防災力の一層の向上を図ります。また、自主防災組織については、更なる組織率の向上に努めていきます。
- 自然災害、危険物災害などの発生に備えた防災行政無線は、各支所の機器が異なるため、その統合・デジタル化を図ります。

(2) 治水の強化

- 市民の生命や財産の安全性を確保するとともに、水田などへの浸水被害の防止に努めるため、水害の多発地帯では河川の改修を推進します。
- 県管理区間の境川については、境川改修事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化します。また、市管理区間も下流とのバランスを考慮しながら計画的な整備を推進します。
- 唐人川・尾田川については、唐人川、尾田川改修及び流域整備事業促進期成会の活動を通して河川改修の早期完成に向けて関係機関への要望を強化します。

(3) 交通安全対策の強化

- 交通安全対策は、道路整備などにもなう交通環境の変化に対応し、主要道路や通学路の歩道整備を引き続き推進します。
- 安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、関係機関や団体と連携し、「高齢者の交通安全の確保」「自転車の安全利用の推進」「シートベルトの全席着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底」「飲酒運転の根絶」に重点をおいた交通安全意識の啓発や交通安全教室を実施します。

(4) 防犯対策の強化

- 行政区、学校、家庭、職場への広報活動を充実させ、地域防犯組織の育成を図るなど、防犯対策の強化に努めます。
- 学校周辺をはじめとする危険箇所の把握を関係団体と連携し実施するとともに、対策が必要な場所には、行政区などの管理団体に防犯灯を設置するための補助制度の活用を働きかけるなどして、防犯施設の整備を図ります。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| 安心安全なまちづくりの推進について満足している市民の割合 | 11.5% | 16.9% |

◆火災発生状況の推移

| | 出火件数(件) | | | | | 焼損面積(m ²) | | 損害額 (千円) | 罹災 | |
|-------|---------|----|----|-----|-----|-----------------------|-----|-------------|-----|-------|
| | 建物 | 林野 | 車両 | その他 | 計 | 建物 | 林野 | | 世帯数 | 人員(人) |
| 平成17年 | 18 | 1 | 4 | 14 | 37 | 988 | 30 | 19,789 | 12 | 26 |
| 平成18年 | 14 | 2 | 4 | 23 | 43 | 913 | 300 | 37,242 | 13 | 38 |
| 平成19年 | 7 | 0 | 3 | 19 | 29 | 1,476 | 20 | 65,660 | 10 | 38 |
| 平成20年 | 17 | 0 | 3 | 13 | 33 | 711 | 40 | 85,791 | 19 | 47 |
| 平成21年 | 17 | 0 | 1 | 22 | 40 | 438 | 400 | 27,783 | 13 | 40 |
| 計 | 73 | 3 | 15 | 91 | 182 | 4,526 | 790 | 236,265 | 67 | 189 |

資料: 消防年報

◆消防力の現況

| | 人員 (人) | ポンプ車 (台) | 救急車 (台) | 小型動力 ポンプ (台) |
|-----|-----------|-------------|------------|--------------------|
| 消防団 | 1,568 | 93 | 0 | 114 |
| 消防署 | 62 | 4 | 3 | 0 |

資料: 玉名市、消防年報(平成23年4月1日現在)



消防操法大会



防災行政無線の操作卓

◆救急事故発生状況の推移

(単位：件)

| | 自然災害 | 交通 | 労働災害 | 運動競技 | 一般負傷 | 急病 | 加害事故 | その他 | 計 |
|-------|------|-----|------|------|------|-------|------|-----|-------|
| 平成17年 | 0 | 291 | 14 | 18 | 295 | 1,132 | 10 | 271 | 2,031 |
| 平成18年 | 0 | 386 | 16 | 39 | 328 | 1,602 | 10 | 348 | 2,729 |
| 平成19年 | 1 | 332 | 13 | 23 | 369 | 1,532 | 11 | 401 | 2,682 |
| 平成20年 | 0 | 317 | 21 | 38 | 370 | 1,453 | 12 | 370 | 2,581 |
| 平成21年 | 0 | 342 | 15 | 19 | 385 | 1,446 | 9 | 454 | 2,670 |

資料：消防年報

◆交通事故発生件数の推移

| | 発生件数(件) | 死亡者数(人) | 負傷者数(人) |
|-------|---------|---------|---------|
| 平成17年 | 509 | 4 | 665 |
| 平成18年 | 545 | 9 | 695 |
| 平成19年 | 451 | 3 | 581 |
| 平成20年 | 425 | 4 | 540 |
| 平成21年 | 399 | 5 | 509 |

資料：交通事故統計

◆刑法犯種類別発生件数の推移

(単位：件)

| | 凶悪犯 | 粗暴犯 | 窃盗犯 | 知能犯 | 風俗犯 | その他 | 計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成17年 | 4 | 15 | 561 | 40 | 7 | 118 | 745 |
| 平成18年 | 3 | 17 | 500 | 23 | 3 | 75 | 621 |
| 平成19年 | 2 | 13 | 515 | 21 | 1 | 93 | 645 |
| 平成20年 | 4 | 29 | 445 | 30 | 1 | 90 | 599 |
| 平成21年 | 5 | 29 | 444 | 16 | 2 | 94 | 590 |

資料：玉名警察署生活安全課



交通安全キャンペーン



駅前防犯パトロールセンター

第6節 ごみ・し尿処理と再資源化の推進

◆現状と課題◆

廃棄物の排出を抑制し、再生産を行い、限りある資源を効率的に循環させながら利用していく環境負荷の少ない社会づくりが求められています。

また、循環型社会の構築には、社会全体の連携が必要なため、家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割と相互の関わり方を明確にし、システム化することが必要です。

そこで、市民団体やグループの結成、既成団体の育成に対する支援、バックアップを一層推進するとともに、活動拠点の確保についても検討が必要です。

ごみ収集については、自治区ごとに分別方法が異なっており、市街地においては戸口排出が多く収集に時間を要しています。そのため、**ステーション収集*** への変更や**コンテナ回収*** のモデル地区の実績を生かした全体的な収集方法の確立が課題となっています。

◆施策の方針◆

リデュース（ごみの抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を基本に、循環型社会システムの構築を目指し、ごみの減量化、分別収集の徹底、不法投棄の防止、環境美化などを推進します。

また、し尿処理については、下水道投入施設を適正に運用し、水環境の保全に努めます。

◆施策区分◆

●ごみ・し尿処理と再資源化の推進

(1) ごみ分別収集の推進

(2) 循環型社会システムの構築

(3) 不法投棄の監視強化



コンテナ回収

用語説明

ステーション収集

決められた回収場所（ステーション）に置かれた、びん、缶、ペットボトルなどを回収する方法。回収ステーションの設定や管理など各町会や自治会が主体的に参加している。

コンテナ回収

実施地区、団体ごとに日時・場所を決めて、回収する資源物の品目ごとにコンテナを並べて、コンテナごと回収する方法。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) ごみ分別収集の推進

- ごみ排出量の減少化のため、更なるごみ分別の徹底を図ります。また、資源ごみの回収に特に有効なコンテナ回収方式は、モデル地区の拡大に努めます。

(2) 循環型社会システムの構築

- 資源物のリサイクルと分別収集がここ 5 年間で根付いてきましたが、更なる 3R（ごみの抑制：Reduce、再使用：Reuse、再資源化：Recycle）の取組を推進し、広報紙や市のホームページなどで啓発を実施し、循環型社会システムの構築を図ります。

(3) 不法投棄の監視強化

- 家庭ごみをはじめ産業廃棄物などの不法投棄は、関係機関との連携パトロールの強化などを図りその撲滅に努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|---|-----------------|-----------------|
| ごみ・し尿処理、資源物のリサイクル活動などの推進について満足している市民の割合 | 26.0% | 28.2% |

◆ ごみ処理量の推移

(単位：t)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 可燃ごみ | 14,469 | 14,390 | 14,480 | 14,172 | 14,026 |
| 不燃物 | 1,184 | 401 | 431 | 444 | 432 |
| 粗大ごみ | 413 | 312 | 323 | 256 | 292 |
| 有害ごみ | 30 | 33 | 27 | 21 | 24 |
| 資源ごみ | 1,709 | 1,982 | 1,655 | 1,526 | 1,383 |
| 収集量合計 | 17,804 | 17,118 | 16,917 | 16,420 | 16,157 |

資料：環境整備課

◆ し尿・汚泥等収集量の推移

(単位：kℓ)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| し尿収集量 | 11,641 | 10,793 | 9,398 | 8,569 | 8,052 |
| 浄化槽汚泥収集量 | 9,151 | 11,467 | 12,553 | 12,622 | 13,115 |
| 農業集落排水汚泥収集量(※) | 4,636 | 3,004 | 3,022 | 3,027 | 3,097 |
| 収集量合計 | 25,428 | 25,264 | 24,973 | 24,218 | 24,264 |

資料：環境整備課

第3章

人をはぐくむまちづくり

第1節 学校教育の充実

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 生きる力を身につける教育の推進
- (3) 学校・家庭・地域の連携
- (4) 人権教育の充実
- (5) 教育環境の整備

第2節 社会教育の充実

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 社会教育の推進
- (3) 社会教育施設の充実

第3節 社会体育の充実

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 社会体育指導者の育成
- (3) 社会体育施設の充実

第4節 文化・芸術の振興

- (1) 歴史・文化施設の充実
- (2) 文化交流活動の推進
- (3) 歴史・文化を活かした地域づくりの推進

第5節 国際交流の推進

- (1) 国際交流活動の推進
- (2) 国際感覚豊かな人材の育成

第6節 「音楽の都 玉名」づくり

- (1) 「音楽の都 玉名」づくりの推進



玉名市「なかよしの日」

第3章 人をはぐくむまちづくり

第1節 学校教育の充実

◆現状と課題◆

学校教育は、生涯にわたる人間形成の基礎づくりの場であり、基礎学力の習得とともに、正義感と責任感あふれ、心豊かな人間性を持った人材の育成が求められています。児童生徒が自ら学び、自ら考え、自ら判断していく「生きる力」をはぐくむため、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育や体験学習など積極的に取り入れていくことが大切です。

情報教育や環境教育、国際理解教育など社会の変化に対応した学習や、地域の歴史や地域に伝わる文化、芸能に誇りと愛着心をはぐくむ教育に努める必要があります。

一方、社会環境の著しい変化は、不登校やいじめの問題など児童生徒の心身にも影響を与えており、学校、家庭、地域、関係機関との連携を強化する必要があります。

近年の少子化により小中学校の小規模化が顕著になっており、今後とも児童生徒の減少傾向が予想されることから、教育機会の均等と教育水準の向上を図るため、効果的でより良い教育が受けられるような教育環境の適正規模の配置が必要です。

教育の場と緊急避難場所としての機能を持つ教育施設については、老朽化した校舎の改築、保全の計画的な整備を行うとともに、耐震対策など児童生徒の安全の確保に努める必要があります。

◆施策の方針◆

児童生徒一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を身につけ、国際化、情報化など社会の変化に対応できる児童生徒の育成に努めます。また、地域に根ざした学校づくりを推進し、より良い教育環境を整備するため学校の規模適正化に取り組みます。

児童生徒の通学や校内での安全性の確保に努めるとともに、いじめや不登校など児童生徒の不安から起こる様々な心の問題などに対し細心の配慮を行い、解決のためにコミュニティスクールの充実を図ります。

更に人材育成などを行い、児童生徒の将来を踏まえ、義務教育9年間を見通した「小中一貫教育」も有効な手段として検討し、更なる教育の充実を図ります。

◆施策区分◆

●学校教育の充実

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 生きる力を身につける教育の推進
- (3) 学校・家庭・地域の連携
- (4) 人権教育の充実
- (5) 教育環境の整備

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 就学前教育の充実

- 一人ひとりの子どもの発達段階に応じた適切な教育を行うとともに、各学校間の情報交換や行動連携を工夫し、学習面や生徒指導面での円滑な接続を図りながら、学力の定着向上や社会性の育成について一貫した指導体制を構築するため、中学校区における幼・保・小・中の連携と交流を更に深めます。
- 豊かな心や学力の向上を図るため、読書の重要性を再認識し、想像力を豊かにし、表現力を高めるなど効果的な読書活動を推進します。そのために、就学前から家庭や地域との連携のもと、読み聞かせなど読書に親しむ場を工夫します。

(2) 生きる力を身につける教育の推進 ◀◀ 重点施策

- 学校は、人間形成の基礎づくりの場であることから、「みんなで助け合い、楽しく基礎・基本を学ぶ」ことを前提とし、更に、個性を伸ばし、生きる力をはぐくむことを目指します。そのため、社会教育と連携し「地域の子どもは地域で育てる」という考え方にに基づき、農業体験や職場体験、企業訪問、環境学習、ボランティア活動などを積極的に学習活動に取り入れます。
- 時代の進展に応じた教育の推進が求められており、情報教育、環境教育、国際理解教育など、体験学習や実践を取り入れながら積極的に実施します。また、学校ホームページを通して、学校の教育活動の様子などを保護者や地域住民に伝え、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。
- 教職員の資質と指導力の向上のために、指導主事派遣事業、学校訪問事業を充実させるとともに、多様な指導形態と評価方法の工夫改善や言語活動の充実に努めます。
- 心身の健康や自然の恩恵、勤労などへの感謝、食文化などについて、教科と学校給食や体験活動を関連させた系統的な指導の充実に努め、食に関する知識や実践的な態度を身につかせ、望ましい食習慣の形成に努めます。
- 子どもの体力低下を防止し、子どもの基礎的な体力を身につけるため、体力・運動能力テストを実施するとともに、学校体育の充実に努めます。
- 玉名市教育委員会指定研究推進校補助事業を引き続き推進するとともに、全国学力・学習状況調査を市立全小・中学校で今後も実施し授業改善に取り組むことにより、児童生徒の学力向上に努めます。
- 家庭教育は、社会のモラルや道徳観、人への思いやりを学ぶ上で基本となることから、玉名市家庭教育憲章の理念に基づき、社会教育と連携を図り意識啓発に努めます。
- 不登校の未然防止や解消、いじめや問題行動の早期発見・早期対応に向けて、学校と家庭や関係機関が連携をとり、細心に配慮しながら実施します。
- 国・県が推進する中高一貫教育の推進を踏まえ、一貫性を持たせた体系的な教育方式である小中一貫教育の創設も視野に入れた小・中学校教育のあり方について検討を開始します。

(3) 学校・家庭・地域の連携

- 教職員自身が地域のよさを再発見し、課題解決的な学習を通して教科や道徳、総合的な学習の時間などに生かしていけるよう努めます。
- 伝統芸能・文化の継承は、文化振興や社会教育と連携し、教育課程外などの時間を活用し、ふるさとの祭りなどを地域素材として教材化し、社会科学習などに活用します。
- 社会参加と自立の支援を目指し、米作りなどの体験学習や他学級との交流学习、地域の人との交流などを積極的に実施します。
- 学校教育の充実を図るため、学校支援ボランティアの活用や学校評議員、学校運営協議会委員などによる学校関係者評価を進め、開かれた学校づくりに努めます。

- 子どもの安全を確保するため、通学路の安全点検や防犯パトロール、校内の防犯カメラの設置など、地域が一体となり交通安全・防犯体制を強化します。
- より良い教育環境と地域づくりを進めるため、「あいさつ運動」などによる地域との関わりを通じて、心豊かでたくましい子どもたちをはぐくむ学校教育を推進します。

(4) 人権教育の充実

- 様々な人権問題の解決を自らの課題としてとらえられるよう、一人ひとりがお互いを尊重し、命の大切さを実感できる「命の教育」を推進します。
- 同和問題を人権問題の中心に据えながら、あらゆる人権問題解決のために、人権教育の一層の推進を図ります。

(5) 教育環境の整備

- 学校施設は、子どもたちの生活の場であるとともに、地域住民の緊急避難場所としての役割を担っており、老朽化した校舎などの改修や改築について年次計画に基づき整備を図ります。
- 小・中学校の校舎などは耐震診断に基づき計画的に耐震補強工事を実施し、平成25年度までに耐震化を図ります。
- 子どもたちがより良い教育環境の中で効果的な教育が受けられるように、小・中学校の適正な規模や配置の基本的な考え方などについて検討する審議会を設置し、そこで検討された建議を受けて、学校規模や学校配置についての基本方針を策定し、その計画を推進します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|--|----------------|----------------|
| 学校教育や伝統芸能などの地域素材を活用した学習について満足している市民の割合 | 18.0% | 20.1% |



小学校の授業



PTA あいさつ運動

◆児童・生徒数の推移

(単位：人)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園 | 671 | 661 | 611 | 612 | 584 | 537 |
| 小学校 | 4,307 | 4,191 | 4,085 | 4,036 | 3,924 | 3,813 |
| 中学校 | 2,200 | 2,211 | 2,220 | 2,197 | 2,149 | 2,081 |
| 高等学校 | 3,628 | 3,553 | 3,497 | 3,397 | 3,384 | 3,337 |

資料：学校基本調査

◆小中学校の施設の状況

| | 敷地面積 (㎡) | 校舎面積 (㎡) | 運動場 面積(㎡) | 体育館 面積(㎡) | プール 面積(㎡) | 教室数(室) | |
|--------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|-----|
| | | | | | | 普通 | 特別 |
| 小学校 (21校) | 333,152 | 156,027 | 166,617 | 13,846 | 5,548 | 227 | 140 |
| 中学校 (6校) | 192,553 | 74,648 | 117,850 | 7,703 | 2,115 | 94 | 78 |

資料：教育総務課(平成23年10月31日)



岱明中体育館(H20年新築)



豊水小校舎(H21年新築)



玉名町小の体育館とプール(H22年新築)



滑石小の特別教室棟(H24年新築)

第2節 社会教育の充実

◆現状と課題◆

生涯を通じて新しい知識を学習する機会の確保や高齢者の生きがいつくりなど、生涯学習が果たす役割が益々重要になってきています。

また、生涯学習を通じて人と人との交流が生み出されるとともに、生涯学習の成果が様々な活動に生かされ、地域社会の活性化につながることを期待されています。

本市でも自主的、自発的な生涯学習を目標に各種事業の推進に努めており、それぞれの施策を充実させるとともに、生涯学習環境の整備を図っていくことが必要となっています。

また、家庭教育は学校教育と並びその果たす役割は重要なものであることから、その必要性について意識の啓発を行い、家庭における親子のきずなの形成を推進するなど、地域や家庭の教育環境整備が求められています。

◆施策の方針◆

余暇時間の活用、価値観の多様化に対応するため、生涯学習の環境整備を図り、豊かな人間形成と生きがいのある学習機会の提供に努めるとともに、家庭の本来持つ役割の重要性についての意識啓発、学校や家庭、地域が一体となった教育環境の向上を目指します。

◆施策区分◆

●社会教育の充実

(1)生涯学習の推進

(2)社会教育の推進

(3)社会教育施設の充実



玉名市「なかよしの日」

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 生涯学習の推進 ◀◀ 重点施策

- 地域住民の生涯学習活動を積極的に推進する拠点施設である4公民館（玉名市中央・岱明町・横島町・天水町）で連携し、地域の実情に合わせた各種公民館講座事業の拡充や、誰もが参加できる自主活動の支援に努め、生涯学習機会の充実を図ります。
- 地域づくりの総合的な機関としての役割を担う公民館の充実を図るため、公民館職員の研修体制を強化し、地域に根ざした公民館活動を振興します。
- 生涯学習社会の確立のためには各支館活動の充実が不可欠であることから、それぞれの支館が個性や独創性を生かした計画づくりを実施します。
- 地域においては、まちづくり団体も地域の実情に応じた個性的な活動を展開していることから、このような団体とのネットワークづくりを実施します。
- 長期的、継続的にまちづくりを進めていくためには、また、地域づくりが持続的に発展するためにはその人材を確保することが必要です。そこで、地域の担い手の育成を積極的に推進します。
- 本市に設置している3つの図書館と1つの図書室は、相互の情報ネットワーク化により利用者の利便性の確保を図ります。
- 図書館の蔵書数の充実に努めるとともに、年齢層に沿った様々なイベントやコンクールなどを地域や学校教育と連携しながら実施し、市民の読書意欲の向上を図ります。
- 平成22年10月3日の市町合併5周年を期に宣言した、玉名市「なかよしの日」の趣旨を踏まえ、「家族の“なかよし”」「ともだちの“なかよし”」「学校の“なかよし”」「となり近所の“なかよし”」「地域全体の“なかよし”」を積極的に推進します。
- 生涯にわたって知識や技術を習得したいという市民ニーズに資するため、市民の学習意欲が高い講座や研修会などを積極的に実施するとともに、公民館講座や受講した講座の1年間の成果発表の場となる玉名市生涯学習フェスティバルを引き続き開催します。
- 地域の身近な小・中学校、高等学校、九州看護福祉大学との連携を強化し、環境、高齢者、趣味などに関する多様な学習機会を創設します。

(2) 社会教育の推進

- 子どもが自ら学び、自ら考え、自ら判断していくという「生きる力」をはぐくむため、「地域の子どもは地域で育てる」という考え方にに基づき、子どもたちが学校や地域において、ボランティア活動や農業体験など多様な体験活動ができる体制づくりを、学校教育と連携して実施します。
- 子どもたちの郷土の歴史や文化についての理解が深まるよう、また、高齢者の生きがいをいづくりに資するよう、地域の高齢者と子どもたちの交流を地域と連携して推進します。
- 社会教育の充実を図るため、人材育成、指導者養成を積極的に実施するとともに、各種研修を支援します。
- 他人を思いやる社会を目指して、あらゆる分野において、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」である人権教育を推進します。
- 核家族化の進行により、家庭教育機能が低下することも考えられるため、今後、『玉名市家庭教育憲章』の理念に基づき、市民一人ひとりが家庭や家族、家庭教育の役割を見つめ直すことの重要性について、積極的に意識啓発を実施します。
- P T Aや学校、地域、行政が一体となった連絡・調整機能を果たす場の形成を図るとともに、家庭における親子のきずなの形成や、基本的生活習慣の習得など、地域や家庭の教育環境の向上を目指します。

(3) 社会教育施設の充実

- 図書の貸出しをはじめ公民館講座などの会場となる玉名市文化センターなどの生涯学習環境の整備を図るため施設と設備の充実に努めます。また、災害時の対策本部としての役割も担う施設でもあることから建物の耐震診断の実施など、施設の安全性の向上に努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|--|----------------|----------------|
| 文化センターなどの社会教育施設のあり方や生涯学習の推進について満足している市民の割合 | 9.7% | 11.2% |



公民館講座(陶芸講座)



子ども教室(童謡体験)



ふれあいハイキング

◆公民館講座の講座数・受講者数

| | | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中央公民館 | 講座数(件) | 17 | 17 | 17 | 15 | 18 |
| | 受講者数(人) | 355 | 339 | 295 | 370 | 324 |
| 岱明町公民館 | 講座数(件) | 4 | 4 | 5 | 5 | 7 |
| | 受講者数(人) | 111 | 90 | 108 | 101 | 140 |
| 横島町公民館 | 講座数(件) | — | 6 | 4 | 4 | 4 |
| | 受講者数(人) | — | 107 | 61 | 48 | 51 |
| 天水町公民館 | 講座数(件) | — | 6 | 8 | 11 | 5 |
| | 受講者数(人) | — | 70 | 59 | 131 | 103 |
| 計 | 講座数(件) | 21 | 33 | 34 | 35 | 34 |
| | 受講者数(人) | 466 | 606 | 523 | 650 | 618 |

資料:生涯学習課(各年度3月31日現在)

◆図書貸出冊数

(単位:冊)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 玉名市民図書館 | 258,759 | 235,765 | 250,253 | 267,155 | 253,531 |
| 岱明図書館 | 18,145 | 23,988 | 23,322 | 22,324 | 26,910 |
| 横島図書館 | 93,427 | 104,839 | 117,560 | 121,546 | 117,256 |
| 天水町公民館図書室 | 877 | 701 | 1,100 | 2,558 | 1,273 |
| 計 | 371,208 | 365,293 | 392,235 | 413,583 | 398,970 |

資料:生涯学習課(各年度3月31日現在)



地域のボランティアによる学校支援



図書館 お楽しみ会

第3節 社会体育の充実

◆現状と課題◆

本市は、第5回オリンピックストックホルム大会において、日本人として初めてマラソンに参加した金栗四三氏の出身地でもあり、市民のスポーツへの関心は高いものがあります。

また、子どもの体力低下や高齢者の医療費問題が社会的課題になっている中、更に、近年の社会情勢の変化がもたらす生活環境の変化に伴い、市民の健康・体力づくりへの関心がより一層高まり、誰もが健やかで生きがいのある生活を送るため、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツとふれあうことのできる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

スポーツを通じた健康づくりや体力づくりのため、生涯スポーツの果たす役割は今後も増大していくと考えられることから、生涯スポーツの推進とともに、組織の強化や指導者の育成、施設の充実に努めることが重要となっています。

◆施策の方針◆

市民の健康と体力づくりを目指し、誰でも気軽に参加できる生涯スポーツを振興するとともに、各種スポーツ団体や体育指導者の育成、拠点施設の整備充実に努めます。

◆施策区分◆

●社会体育の充実

- (1) 生涯スポーツの推進
- (2) 社会体育指導者の育成
- (3) 社会体育施設の充実



いちごマラソン

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 生涯スポーツの推進

- 身近な地域でスポーツに親しむことのできるように、市民を対象とした総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。
- 市民スポーツを通して市民の交流を図り、健康づくり、体力づくりへの意識の向上と、競技スポーツを通して競技力の向上と底辺拡大を図ります。
- 体力や年齢を問わず、気軽に取り組めるノルディックウォーキングなどのスポーツを普及します。
- 子どもの体力低下や高齢者の医療費問題などに鑑み、学校教育や介護予防など組織間の連携強化を図り、子どもの体力づくり、高齢者の健康づくりの推進に努めます。
- 市民が生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的として「誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」生涯スポーツの充実を図るため、各種スポーツ教室を開催し、競技力の向上に努めます。

(2) 社会体育指導者の育成

- 各スポーツ団体などに研修会や講習会への参加を積極的に促し、社会体育指導者の育成を図ります。

(3) 社会体育施設の充実

- 競技力の向上はもとより、健康増進や余暇活動としてのスポーツレクリエーションの拠点として体育施設の整備を推進します。
- 新たなスポーツ活動、健康づくりの拠点としての施設整備などを検討します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| スポーツの普及や健康づくりの推進について満足している市民の割合 | 13.3% | 13.9% |

◆ 社会体育施設の利用者数の推移

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 玉名勤労者体育センター | 35,172 | 28,995 | 36,215 | 37,339 | 34,106 |
| 玉名市弓道場 | 8,891 | 6,506 | 7,948 | 6,710 | 6,732 |
| 蛇ヶ谷公園野球場 | 6,642 | 6,229 | 5,158 | 4,557 | 4,060 |
| 桃田運動公園運動広場 | 24,163 | 26,893 | 31,218 | 24,887 | 27,372 |
| 桃田運動公園野球場 | 5,396 | 5,600 | 8,269 | 8,955 | 5,884 |
| 桃田運動公園市民プール | 17,580 | 17,113 | 20,015 | 16,686 | 17,099 |
| 桃田運動公園総合体育館 | 89,782 | 85,645 | 90,056 | 84,615 | 88,434 |
| 玉名市武道館 | 28,251 | 19,787 | 18,682 | 22,376 | 24,081 |
| 蛇ヶ谷公園テニスコート | 34,781 | 34,639 | 31,327 | 31,404 | 30,027 |
| 蛇ヶ谷公園ゲートボール場 | 3,196 | 2,880 | 3,726 | 2,592 | 2,502 |
| 横島体育館 | 31,704 | 35,603 | 32,760 | 32,678 | 31,876 |
| 横島グラウンド | 21,270 | 25,759 | 26,987 | 29,039 | 29,202 |
| 天水体育館 | 26,989 | 24,982 | 29,650 | 25,370 | 20,688 |
| 天水グラウンド | — | — | — | 11,969 | 11,522 |
| 天水テニス場 | 8,996 | 13,989 | 8,754 | 9,608 | 10,124 |
| 天水相撲場 | 550 | 166 | 480 | 184 | 1,281 |
| 岱明海洋センター体育館 | 41,084 | 35,994 | 36,350 | 42,712 | 41,825 |
| 岱明海洋センタープール | 4,928 | 5,669 | 6,262 | 6,821 | 6,259 |
| 岱明公園グラウンド | 31,603 | 29,407 | 36,128 | 33,628 | 34,971 |
| 岱明テニスコート | 14,818 | 11,377 | 15,282 | 15,040 | 15,887 |

資料：平成23年度玉名市教育要覧

第4節 文化・芸術の振興

◆現状と課題◆

本市には多くの文化財が残されており、これまで文化財は行政が主体となり保存整備し、維持管理してきました。しかし、保存のための費用が確保できないことで十分な保存環境を整えることができないものや私有のものもあり、市民に公開されているものは限られているのが現状です。

また、伝統芸能は後継者不足問題があり、時間と共に消え去っていく可能性があります。

そこで、『文化財保存整備活用計画』を作成し、将来に向けて望ましい保存整備や活用の方針を示すとともに、文化財の有効活用を実現するため、市民と行政がお互いにパートナーとして推進していくことが求められます。

◆施策の方針◆

貴重な文化遺産の保護と継承、観光振興の観点も取り入れた多面的な事業の推進を図るとともに、市民が文化に触れたり、身近に文化活動に参加する機会を増やすための施設整備を積極的に図り、郷土の歴史や文化、芸能、芸術などに対する理解と愛着心をはぐくみます。

◆施策区分◆

●文化・芸術の振興

(1) 歴史・文化施設の充実

(2) 文化交流活動の推進

(3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進

◆文化財の状況

(単位：件)

| | 有形文化財 | 有形民俗文化財 | 無形民俗文化財 | 史跡 | 天然記念物 | 計 |
|-----|-------|---------|---------|----|-------|-----|
| 国指定 | 4 | - | - | 4 | 1 | 9 |
| 県指定 | 7 | - | 1 | 3 | 2 | 13 |
| 市指定 | 75 | 2 | 6 | 25 | 10 | 118 |

資料：平成23年度玉名市教育要覧

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 歴史・文化施設の充実 ◀◀ 重点施策

- 本市の過去の歴史を見つめ、河のまち玉名を再発見することにより、未来への発展とつなげていくことを大切な使命と考える歴史博物館ころろピアは、市民の文化的創造と享受に資するため、企画展などの充実に努めます。また、子ども達が郷土の歴史や文化に触れるよりよい機会や体験学習の場となるよう、その活用を積極的に推進します。
- 市内に数多く残っている国指定史跡をはじめとする文化財を市内外に広く知ってもらい、これを守り後世に伝えていくため『保存整備活用計画』を作成します。また、こうした貴重な文化財は、郷土の歴史を学ぶうえでの身近な教材としてや、観光振興のための地域の名所として有効活用を図ります。
- 本市唯一の文化施設である市民会館（ホール）は築40年以上を経過していることから、近年、その老朽化が顕著であり、市民や興行者などが求める施設としての魅力や安全性が低下しています。そこで、市民の集会などや芸術文化活動の拠点施設としてふさわしいホールを整備するとともに、市内の文化活動の活性化に努めます。
- 文化交流活動を促進するため、文化協会や各種団体の育成強化に努めます。

(2) 文化交流活動の推進

- 市民一人ひとりの自主性と創造性を尊重し、市民の文化意識の向上を図り、地域の身近な文化に接する機会を提供し、郷土の歴史や文化、芸能、芸術に対する理解と愛着心を育成します。
- 地域文化の振興を図るとともに、市民の相互交流を深め、文化意識を高め、活動内容の一層の向上に資するため、芸術文化団体や市民とともに協働して市民文化祭の充実に努めます。

(3) 歴史・文化を生かした地域づくりの推進

- 歴史、文化活動グループと連携を図り、郷土の歴史と文化について幅広い見識を持ち、文化財の保護と活用の核となる人材を育成します。
- 本市の各地域に古くからあった芸術と技能である伝統芸能は、保存団体とともに積極的な後継者育成を図ります。
- 感性を豊かにする知的で創造的な地域の芸術文化活動は、その発掘を推進し、新たな担い手の育成に努め、補助制度などを活用した支援を実施します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|---------------------------------|----------------|----------------|
| 文化遺産の保存や文化・芸術の振興について満足している市民の割合 | 11.3% | 12.1% |



玉名市民文化祭



神楽フェスティバル

第5節 国際交流の推進

◆現状と課題◆

これからの時代は、外国の暮らしや文化などへの理解を深め、国際化の時代にふさわしい豊かな国際感覚を身につけることが大切です。

本市は、1994年10月に中華人民共和国遼寧省瓦房店市と友好都市を締結し、両市の友好協力関係を発展させるため、農業、工業、スポーツ（卓球）などの面での交流に努めているとともに、1996年4月にはアメリカ合衆国アイオワ州クラリダ市と姉妹都市を締結し、グレン・ミラー音楽をはじめとする各分野における交流と協力を促進しています。

また、ロサンゼルス日系4世とのバスケットボールを通じた中学生の交流、玉名女子高等学校のグレン・ミラーフェスティバルへの参加や交換留学の実施、専修大学玉名高等学校の吹奏楽部の海外派遣など、民間レベルでの国際交流も盛んに行われています。

今後も、教育、文化、スポーツ、経済などの分野における諸外国との交流や国際協力活動への支援を更に促進する必要があります。

本市の国際交流の推進母体として活躍されている玉名国際交流協会は、組織の強化が期待されるとともに、行政や民間団体と連携した活動の推進が望まれています。

◆施策の方針◆

市民が豊かな国際感覚と国際的視野を身に付けられるよう、友好都市、姉妹都市を中心に交流・協力の輪を更に広げ、文化、スポーツ、経済など様々な分野での交流促進に努めます。

◆施策区分◆

●国際交流の推進

(1) 国際交流活動の推進

(2) 国際感覚豊かな人材の育成



クラリダ市からの公式訪問



玉名国際交流協会交流会

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 国際交流活動の推進

- 地域の国際化を推進するため、玉名国際交流協会をはじめとする民間の国際交流団体と協働での活動を実施するとともに、市内在住外国人の生活支援のあり方について検討します。
- 米国クラリダ市と中国瓦房店市との姉妹・友好都市交流は、両市との友好・親善を深めるため、引き続き定期的な相互訪問を実施するとともに、教育、産業、文化、医療などの分野においての地域資源を生かした交流を推進します。

(2) 国際感覚豊かな人材の育成

- 市民や小・中学校の児童生徒が国際社会に対応できるよう、語学力の向上、国際感覚の習得、国際理解を深めていくことが重要であることから、外国語指導助手（ALT）を配置するための外国青年招致事業などを積極的に展開するとともに、国際理解を深めることを手助けするボランティアの活用と育成に努めます。
- 海外での国際交流や外国人のホームステイ*を受け入れる市民に対し、活動経費の一部を国際交流奨励費補助により支援します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|
| 国際交流活動の推進について満足している市民の割合 | 9.8% | 10.5% |



外国人指導助手(ALT)の授業



ロサンゼルスの中학생との交流

用語説明

ホームステイ

留学生などが、その国の一般家庭と寄宿し生活体験をすること。またはその制度。

第6節 「音楽の都 玉名」づくり

◆現状と課題◆

本市では、玉名市民合唱団や市内の小・中・高校・大学において音楽活動が盛んに行われており、その業績は全国大会での受賞や海外より招待を受けるなど高い評価を得ています。

また、姉妹都市であるアメリカ合衆国アイオワ州クラリンダ市は、スイングジャズの父として世界的に有名なグレン・ミラーの生誕地であり、本市はグレン・ミラーの名称を使用した音楽祭が世界で初めて認められ、平成6年からグレン・ミラー音楽祭実行委員会によるグレン・ミラー音楽祭が開催されてきました。

今後、玉名市民音楽祭やグレン・ミラー音楽祭などを通じて「音楽の都 玉名」を全国にアピールし、魅力あるまちづくりを推進していくことが更に重要となっています。

◆施策の方針◆

質の高い音楽を市民に提供する玉名市民音楽祭や、全国でも唯一、本市だけがグレン・ミラーの名称を使って開催できるグレン・ミラー音楽祭を核として、いつでもどこでも音楽が流れる、音楽にあふれた、「音楽の都 玉名」づくりを展開します。

◆施策区分◆

●「音楽の都 玉名」づくり

(1)「音楽の都 玉名」づくりの推進



玉名市民音楽祭



玉名市民文化祭 邦楽の宴

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 「音楽の都 玉名」づくりの推進 ◀◀ 重点施策

- 音楽活動の盛んなまちとして、「音楽の都 玉名」にふさわしいイベントを積極的に支援し、音楽を通して地域や年代を超えた多様な交流を盛んにするとともに、感性豊かな人間形成とまちづくり、芸術文化レベルの向上を目指します。
- 姉妹都市であるアメリカ合衆国アイオワ州クラリнда市にゆかりの深いグレン・ミラー音楽祭を主催するグレン・ミラー音楽祭実行委員会の活動を引き続き支援します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|--|-----------------|-----------------|
| 音楽祭の実施など「音楽の都 玉名」づくりの活動について満足している市民の割合 | 20.3% | 20.8% |



出前コンサート(アウトリーチ事業)



菜の花コンサート



グレン・ミラー音楽祭

第4章

活力とにぎわいのある産業のまちづくり

第1節 農林業の振興

- (1) 6次産業化の推進
- (2) 農産物の振興
- (3) 農業基盤整備の推進
- (4) 畜産の振興
- (5) 農業経営者の育成と受皿づくり
- (6) 農産物の販路拡大
- (7) グリーンツーリズムの推進
- (8) 森林の多面的活用と整備

第2節 水産業の振興

- (1) 水産基盤整備の推進
- (2) 漁場環境の保全
- (3) 漁業経営の安定化の推進

第3節 製造業・工業の振興

- (1) 新規企業の誘致
- (2) 地場企業・起業家の支援
- (3) 就業対策の推進

第4節 商業の振興

- (1) 商店街・商業者の支援
- (2) 商業活性化の推進
- (3) 消費者の保護の強化

第5節 観光の振興

- (1) 広域観光ネットワークの推進
- (2) 観光情報の充実
- (3) 特産・物産品の開発と販路拡大
- (4) 観光資源の魅力創出
- (5) 国際観光への対応



6次産業産品推進交流会

第4章 活力とにぎわいのある産業のまちづくり

第1節 農林業の振興

◆ 現状と課題 ◆

農業においては、後継者の不足から担い手の高齢化が進み耕作放棄地の増加が深刻化しており、地域農業を支える担い手の育成が望まれています。農業基盤においては、圃場の整備や面積の拡大、用・排水施設の整備や老朽化による再整備などが求められています。

また、本市には恵まれた自然や文化、全国トップクラスの生産量を誇る農産物や美しい農村景観など多くの資源があります。これらの魅力ある資源を情報発信し、観光や交流に生かしていくことが求められています。

新規就農者や地域農業の一翼を担う高齢者、女性農業者に対する支援も求められており、若者に魅力ある農業経営が確立できるよう、省力化など効率的生産を推進するとともに、販売促進のための諸施策を展開する必要があります。生産力の向上と環境保全を両立させ、持続可能な**環境保全型農業***への転換もあわせて推進します。

林業については、森林の持つ水源かん養機能を維持させるため、森林の保全に努めるとともに、秩序ある森林開発が必要となっています。

◆ 施策の方針 ◆

安全で安心な農産物の提供と「玉名ブランド」の確立を進めるとともに、農業基盤整備を推進し、環境負荷の少ない自然循環型農業の展開や観光との連携も強化した多様な農業の振興に取り組みます。

また、水源かん養など多様な森林機能の保全と放置林の再自然化を進め、木材の利活用を促進する林業を推進します。

◆ 施策区分 ◆

● 農林業の振興

(1) 6次産業化の推進

(2) 農産物の振興

(3) 農業基盤整備の推進

(4) 畜産の振興

(5) 農業経営者の育成と受皿づくり

(6) 農産物の販路拡大

(7) グリーンツーリズムの推進

(8) 森林の多面的活用と整備

用語説明

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 6次産業化の推進 ◀◀ 重点施策

- 本市の産業力の向上と地域活性化を目的とした、農林水産物などの6次産業化*を確立するために、本市で生産する農林水産物を生かして生産から加工、販売までを実施する事業者を支援します。また、6次産業推進交流会を開催するなどして6次産業への参入のための諸施策を展開していきます。

(2) 農産物の振興

- イチゴ、トマト、みかんの生産は、全国でもトップクラスの生産量を誇る産地であり、JAや生産者代表などの関係者、市ブランド関係部署などと連携・協力し、更なる「玉名ブランド」の確立に向けて、消費者ニーズに対応した品種選定や高品質化技術の普及による生産を推進します。また、関西などの大消費地でのトップセールスや玉名フェアなどを開催して、農産物の消費拡大や知名度の向上、「玉名ブランド」化の確立に努めます。
- 安心・安全な農産物を生産・供給するとともに、恵まれた自然環境を守り育てる「くまもとグリーン農業*」の実現のために、これまで以上に農家や農業団体などの積極的な参加を促し、化学肥料や農薬の低減と堆肥などの有機質の活用による環境にやさしい農業を推進します。また、多様な機会を通じて農産物の地産地消の普及に努めます。
- イノシシなど有害獣による農作物被害の拡大が見受けられるため、県、周辺市町、関係機関、被害地域と連携・協力しながら実効性のある被害対策を推進するとともに、防護施設整備など被害軽減のための取組を図ります。

(3) 農業基盤整備の推進

- 圃場、用・排水施設、農道などの農業基盤整備を推進し優良な農地づくりに努めるとともに、耕作放棄地の解消を進め、効率的かつ安定的な農業生産を目指します。また、恒常的な浸水被害が発生する地区には、積極的に排水対策を講じるよう努めます。
- 海岸堤防の老朽化が進んでいるため、海岸保全施設の整備を推進し、安定した農業生産と地域住民の生命・財産の保護に努めます。

(4) 畜産の振興

- 畜産農家への衛生管理の指導により、家畜伝染病の発生の防止を図り、消費者の信頼を得る安心安全な畜産物生産の推進に努めます。

(5) 農業経営者の育成と受皿づくり

- 農業に関する情報発信を積極的に実施し、農業経営に意欲を持つUターン*やIターン*などの転入者の新規就農を促進します。また、多様な担い手の参入なども視野に入れ、地域との協働のもとに農業の受け皿づくりに努めるとともに、農業関係機関と連携し、認定農業者や農業後継者の育成を図ります。

用語説明

6次産業化

農業が農産物を生産するだけでなく、それを加工し販売するところまで視野に入れた事業展開により新たな産業を創出すること。

くまもとグリーン農業

安全・安心な農産物を生産・供給し、熊本のきれいで豊かな地下水をはじめとする恵まれた自然環境を守り育てるため、慣行農法に比べて化学合成肥料や化学合成農薬を削減するなどする、環境にやさしい農業への取組のこと。

Uターン

地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

Iターン

生まれ育った故郷以外の地域に就職すること。

(6) 農産物の販路拡大

●補助事業などの制度を活用し、農産物の直売所を設置するなど農産物の販路拡大に努めます。

(7) グリーンツーリズムの推進

●本市の豊かな交流資源の保全と活用を目指して、観光・交流・体験学習のメニューなど、関連団体との連携による交流プログラムなどの開発を推進し、グリーンツーリズム* に取り組む意向を持つ農家などの支援を図ります。

(8) 森林の多面的活用と整備

- 市民と森林との関わりを深めるため、森林の大切さや森林整備の重要性を踏まえ林道の維持・保全や利活用を図ります。
- 水源のかん養、地球温暖化防止など森林の持つ多面的機能を維持するため、不正な林地開発行為の防止を図ります。
- 林業を通じた管理が困難な森林や管理放棄された人工林については、針広混交林化や広葉樹林化など、公益的機能の維持・増進を図り、健全な森林づくりに努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|--|----------------|----------------|
| 農業経営への対策や農林業基盤の整備など農林業の振興について満足している市民の割合 | 14.8% | 16.9% |



トマトの栽培



イチゴの栽培



みかんの栽培

用語説明

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

◆認定農業者数

(単位：人)

| | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 認定農業者数 | 1,011 | 1,002 | 1,014 | 1,028 | 1,020 |

資料：農林水産政策課(各年度、4月1日現在)

◆農家数及び農業就業人口の推移

| | | 平成2年度 | 平成7年度 | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成22年度 |
|-----------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 農家数(戸) | 専業 | 2,377 | 1,139 | 1,367 | 1,500 | 1,243 |
| | 第1種兼業 | 1,153 | 1,039 | 848 | 561 | 520 |
| | 第2種兼業 | 2,894 | 3,423 | 2,132 | 1,565 | 1,196 |
| | 計 | 6,424 | 5,601 | 4,347 | 3,626 | 2,959 |
| 農業就業人口(人) | 男 | 4,923 | 4,190 | 4,119 | 3,662 | 3,064 |
| | 女 | 5,705 | 4,503 | 4,245 | 3,577 | 2,781 |
| | 計 | 10,628 | 8,693 | 8,364 | 7,239 | 5,845 |

資料：農林水産政策課

◆販売農家数及び経営面積(販売農家*)

| | | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|--------------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 販売農家数(戸) | | 5,410 | 4,794 | 4,347 | 3,626 | 2,959 |
| 経営面積 (販売農家) (単位:a) | 田 | 459,623 | 424,078 | 406,084 | 355,088 | 321,275 |
| | 畑 | 36,665 | 31,375 | 28,725 | 26,841 | 23,636 |
| | 樹園地 | 168,499 | 152,331 | 139,700 | 127,271 | 112,327 |

資料：農林業センサス



農業機械導入による麦の刈取り



無人ヘリコプターによる水稻への防除

用語説明

販売農家

経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売額が 50 万円以上の農家。

第2節 水産業の振興

◆現状と課題◆

本市の水産業は、海苔やアサリなどの生産量の低迷が続き、漁場環境も悪化している状況にあり、有明海全域で連携した水域の環境保全や干潟漁場の整備を図る必要があります。

水産業における後継者不足を解決するため、協業化などの生産体制の合理化や組織化の推進が求められています。

水産基盤においては、漁港整備、生産設備の共同利用などに取り組む必要があります。

◆施策の方針◆

有明海や菊池川の豊かな自然と恵みを生かし、漁場環境の保全と効率的な生産体制の整備を進めるとともに、他の産業や関係機関団体との連携により、観光産業としての新しい水産業の創出を図ります。

◆施策区分◆

●水産業の振興

- (1) 水産基盤整備の推進
- (2) 漁場環境の保全
- (3) 漁業経営の安定化の推進



アサリ貝の稚貝放流



海苔の摘取り

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 水産基盤整備の推進

- 漁場生産力の向上を図るため、県や各漁協と連携して、漁場の管理と資源管理を中・長期的な計画のもと実施し、覆砂*、耕うん、種苗の放流、有害物の駆除、堆積物の除去などの漁場の整備を図ります。
- 漁港などの漁業基地は、良質な水産物を安全で効果的に供給するため、老朽施設や未整備施設の改修・整備を費用対効果を踏まえ推進します。

(2) 漁場環境の保全

- 水産物の生産性と品質の向上を図り、安全で安心な水産物の提供ができる漁場環境の整備を推進します。
- 内水面漁業* の振興のため、稚魚放流事業の取組や魚類の産卵場の維持管理を促進し、河川本来の資源再生産力の復元に努めます。

(3) 漁業経営の安定化の推進

- 漁業者の高齢化対策や担い手の育成と確保のため、協業化を促進し生産体制の合理化を図ります。
- 漁業の生産体制を強化するため、補助事業を活用して生産体制の組織化を図り、生産性が向上する共同施設の整備を推進します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 漁場や水産基盤の整備など水産業の振興について満足している市民の割合 | 8.7% | 10.3% |

◆ 漁業生産額の推移（海苔）

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 生産量(千枚) | 203,412 | 227,138 | 165,750 | 159,767 | 188,411 |
| 生産額(千円) | 1,581,961 | 1,889,381 | 1,400,909 | 1,405,818 | 1,693,914 |

資料：農林水産政策課

◆ 漁業生産額の推移（アサリ貝）

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|
| 生産量(t) | 559 | 407 | 809 | 11 | 91 |
| 生産額(千円) | 224,021 | 151,830 | 315,285 | 5,859 | 38,571 |

資料：農林水産政策課

用語説明

覆砂（ふくさ）

海底や湖底など底質改善を目的とした技術。ヘドロなどが発生し底質が悪化した底面を砂等で覆うこと。

内水面漁業

河川や湖沼、用水路、用水池など陸水で行われる漁業。

第3節 製造業・工業の振興

◆現状と課題◆

リーマンショック*以降、国内経済の急速な冷え込みに加え、円高による国際競争力の低下が、企業の海外進出に拍車をかけています。

本市の製造業においては、事業所数、従業員数ともわずかながら減少傾向にありますが、製造品出荷額については、一時期の急激な落ち込みから回復の兆しが見られます。

このような状況の中、地域の活力維持のためには、優良企業の誘致や地場企業の育成による安定した就労の場を確保する必要があります。

◆施策の方針◆

市民の雇用の確保と創出を図るため、広域交通ネットワークの整備促進や優良企業の積極的な誘致活動を推進するとともに、地場企業の育成に努めます。

◆施策区分◆

●製造業・工業の振興

- (1) 新規企業の誘致
- (2) 地場企業・起業家の支援
- (3) 就業対策の推進



平成22年創業の誘致企業(自動車部品製造)

用語説明

リーマンショック

2008年9月15日にアメリカの投資銀行であるリーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などの世界的金融危機(世界同時不況)のこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 新規企業の誘致 ◀◀ 重点施策

- 安定した就労の場の確保と地域経済への相乗効果が得られるように、市内6箇所の工場適地*のPR活動を更に積極的に実施するなどして優良企業の誘致に努めます。また、企業誘致拠点の有利性のある工業団地の整備などについて、経済状況の改善など社会情勢の変化を見守りながらその推進の可否を判断します。

(2) 地場企業・起業家の支援

- 高度な技術を習得するための研修会やセミナーなどの開催を支援し、地場企業の育成に努め、企業間の取引拡大を目指します。

(3) 就業対策の推進

- 公共職業安定所などと連携し、若者の地元就業や失業者の再就業を支援し、雇用機会の拡大を図ります。また、若者の就業などの相談窓口である地域若者サポートステーションなどとも連携し、若い働き手の地元就業の機会拡大を図ります。
- 企業が求める人材を育成するための研修会やセミナーを実施する団体を支援するなど、学習機会の創出を図ります。
- 高齢者の雇用の安定や就業機会を確保するため、高齢者のニーズを踏まえた就業支援を実施します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|---|----------------|----------------|
| 企業経営者への支援や優良企業の誘致など製造業・工業の振興について満足している市民の割合 | 4.4% | 10.0% |

◆ 事業所数の推移（従業員4人以上の事業所）

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 工場数 (箇所) | 84 | 82 | 87 | 83 | 77 | 75 |
| 従業員数 (人) | 3,282 | 3,360 | 3,540 | 3,295 | 3,034 | 2,912 |
| 製造品出荷額 (万円) | 7,638,279 | 7,909,226 | 7,746,302 | 7,284,463 | 5,208,439 | 5,751,852 |

資料：工業統計調査

◆ 産業別事業所従業員数等

| | 食料品 | 衣服 | 印刷・出版 | 窯業・土石 | 金属製品 | 一般機械 | その他 | 計 |
|----------------|---------|--------|-----------|---------|---------|--------|-----------|-----------|
| 事業所数 (箇所) | 19 | 8 | 11 | 8 | 8 | 5 | 18 | 77 |
| 従業員数 (人) | 645 | 138 | 853 | 111 | 171 | 82 | 1,034 | 3,034 |
| 製造品出荷額 (万円) | 870,376 | 54,649 | 2,117,095 | 178,362 | 224,595 | 66,464 | 1,696,898 | 5,208,439 |

資料：工業統計調査(平成21年度)

用語説明

工場適地

地質や地形、地盤、気候などの自然条件、輸送施設や工業用水、労働力など、工場の立地条件の優れた用地。

第4節 商業の振興

◆現状と課題◆

本市の商業を取り巻く状況は、消費者ニーズの多様化、車社会の進展による消費行動範囲の拡大が進み、商店街などの地域型から、大型店・ロードサイド店*などの郊外型への傾向が強まっています。

また、商店街においては、価格破壊などによる競争力の低下や商業経営者の高齢化と後継者不足などから空き地や空き店舗などが目立つようになり、市街地の空洞化が顕著になっています。

そのような状況の中、商業を振興するために、中心市街地の再整備や、人口減少や高齢社会への適切な対応が求められています。

消費生活トラブルが増加する中で、消費生活センターを設置し、専門的な対応力を強化しています。また、社会経験が十分でない若者やその保護者、高齢者に対して、啓発活動を行うとともに、相談の複雑化、高度化に対応するため法律の専門家による相談を実施しています。

今後もよりよい消費生活への支援を行うため、相談員自身が情報収集に努めるとともに、更なる専門知識を養うことで、安心して相談ができるような環境を作る必要があります。

◆施策の方針◆

個々の商店や商店街の魅力アップだけではなく、まちづくりとしての理念を基に、観光産業などの他業種や関係機関と連携、時代に応じた取組への支援を行うとともに、市街地に点在する空き店舗や空地の再生と有効利用を図るなどの活性化策に取り組みます。

◆施策区分◆

●商業の振興

(1) 商店街・商業者の支援

(2) 商業活性化の推進

(3) 消費者の保護の強化

◆卸売業事業所数等の推移

| | 事業所数 (箇所) | 従業者数 (人) | 年間販売額 (万円) |
|-------|--------------|-------------|---------------|
| 平成14年 | 130 | 891 | 3,636,400 |
| 平成16年 | 149 | 846 | 3,481,693 |
| 平成19年 | 131 | 747 | 3,192,021 |

資料：商業統計調査

用語説明

ロードサイド店

幹線道路などに面している店舗

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 商店街・商業者の支援

- 商業者などを対象にした各種研修会の開催や、経営支援、創業支援、市街地に点在する空き店舗や空き地の再生、活用など、商業の総合的な改善を推進します。
- 本市経済の健全な発展と進展のため、商工会議所や商工会など関係団体を支援します。
- 個性的で魅力的な商店街の形成や機能的な市街地空間の創出に努めるとともに、商店街の空き地や空き店舗を有効に活用する方策を引き続き検討し、実施可能なものから適宜、実施します。

(2) 商業活性化の推進 ◀◀ 重点施策

- トマト、イチゴ、みかんなどの農産物、海苔、アサリなどの水産物といった玉名の恵みを取り入れたイベントの開催など、新たな顧客づくりのための支援を実施し、温泉や歴史、文化、まちなみなど玉名の地域資源を生かした商業の活性化を図ります。
- 安心・安全で快適な歩行空間の確保や統一感のあるまちなみの形成を図り、商店街のにぎわい創出のため、沿道緑化、街灯整備、ファサード*などの整備を推進します。
- 商店街の活性化は、にぎわいのあるまちづくりに大いに資することから、地域のまちづくりと一体となった商店街づくりを推進します。
- 大型商業施設の跡地や市街地に点在する遊休地については、都市政策や街なか居住を推進し、市街地機能の充実を目指します。
- 食料品などの日常生活必需品の買い物などが容易にできるような、高齢社会にも対応した人にやさしいまちづくりを推進します。
- にぎわいがあり人の生活に便利な商店街を目指して、店舗の共同化や協業化を支援します。
- 商業地、商店街などで取り組む各種イベント事業や販売促進事業など、「がんばる商店街」を支援します。

(3) 消費者の保護の強化

- 関係団体と連携して市民の消費者トラブルの解消や消費生活における安全確保に当たるとともに、消費者保護のための普及啓発を推進します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 商店街の活性化や店舗経営者への支援など商業の振興に満足している市民の割合 | 6.6% | 11.6% |

◆ 小売業事業所数等の推移

| | 事業所数 (箇所) | 従業者数 (人) | 年間販売額 (万円) |
|-------|--------------|-------------|---------------|
| 平成14年 | 780 | 4,332 | 5,043,400 |
| 平成16年 | 754 | 4,026 | 5,583,191 |
| 平成19年 | 698 | 3,918 | 5,791,394 |

資料：商業統計調査

用語説明

ファサード

建物の正面の外観

第5節 観光の振興

◆現状と課題◆

平成17年10月の合併に伴い、多種多様な観光資源を有する市が誕生しました。また、平成23年3月の九州新幹線新玉名駅の開業は、移動時間の短縮効果をもたらしています。

その一方で、このような観光資源や交通手段の変化に即した計画がないことから、その対応が求められています。

また、市民にとっても自分が住む地域に親しみと愛着を抱き、誇りを持って楽しく幸せに暮らしていけるまちを形成するとともに、誰もが一度は訪れてみたくなるまち、そして、もう一度訪ねてみたくなるようなまちを目指した観光振興を図ることが大切です。

そのためには、玉名市域内におけるスムーズな移動と観光地、資源の整備と併せて広域の連携を図っていくことが重要となります。

◆施策の方針◆

豊富で魅力ある観光資源と九州新幹線全線開業を最大限に生かすため、広域的な観光も視野に入れ、観光振興の核となる温泉街の活性化策を展開するとともに、豊かな自然や歴史、地域の伝統・文化を活かした新たな観光素材の発掘に取り組みます。

◆施策区分◆

●観光の振興

- (1) 広域観光ネットワークの推進
- (2) 観光情報の充実
- (3) 特産・物産品の開発と販路拡大
- (4) 観光資源の魅力創出
- (5) 国際観光への対応



玉名ブランド認定品(H23年11月現在)

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 広域観光ネットワークの推進 ◀◀ 重点施策

- 近隣市町をはじめ菊池川温泉郷* など県北全域との連携を図り、それぞれの地域の歴史、文化、自然、景観、温泉、食などの豊富で魅力ある地域資源を生かした広域観光ルートの開発と商品化を目指して取り組みます。
- 地域住民や観光関係団体と協力して計画的かつ戦略的な観光施策を推進するための『観光振興基本計画』を策定し、観光地間のアクセス性の向上や観光資源の整備に努めます。

(2) 観光情報の充実

- 観光地や観光施設などへのスムーズな案内を促すために、外国語標記も含めてすべての人に分かりやすい誘導サインなどの整備を図ります。
- 観光ホームページや観光パンフレットの内容の充実を図るとともに、玉名温泉をはじめ観光地・観光施設、イベント・祭りなど新鮮で幅広い観光客のニーズに対応した情報の提供に努めます。
- 県北の玄関口である新玉名駅にある「観光ほっとプラザ『たまララ』」を拠点として、玉名をはじめ県北地域の情報発信に努めます。

(3) 特産・物産品の開発と販路拡大

- 玉名ブランド認定品* は、九州新幹線新玉名駅開業に伴う「とびきりのお勧め品」として地域基準と品質基準により厳正に選定されました。今後も玉名ブランド認定品を推奨するとともに、新たに地域ブランド推進による地域振興を図ります。
- 販路拡大のため、ブランド認定品などを地域イメージと結びつけ県内外のイベント出展や商談会、チャリンなどでのPR活動による持続的な地域経済の活性化を図ります。

(4) 観光資源の魅力創出

- 観光地の差別化による玉名の魅力向上を目指し、健康志向が益々高まる中で薬草などの地域資源を使った観光商品の開発や、玉名版湯治場など九州看護福祉大学などとも連携を図り「玉名へまた来たい。」とっていただける仕組みづくりに努めます。また、観光地や温泉旅館などでの「おもてなし」を通じ、観光客のニーズを踏まえた玉名へのリピーター増加を促進します。
- 県北地域や関係団体とタイアップし、玉名や小天の各温泉、草枕や西南の役ゆかりの観光資源、あるいはその他市内観光施設をはじめ、高瀬裏川花しょうぶまつりなどの観光イベントへの誘客を図るため、関西以西をターゲットに観光客誘致キャンペーンを展開します。
- 観光スタイルの多様化に応えるため、多様なメニューの商品化、ハード・ソフト両面での受け入れ態勢の整備、歴史、文化、自然、景観、食、スポーツ、環境など、あらゆる観光資源を生かした観光メニューの開発、山間部や海岸部などの地域ごとの特色と産業を活かした体験型メニューの創出に努めます。
- 多種多様な観光客のニーズを常に把握しながら、観光関係者に限らず、各産業・各業種の団体などに対して観光協会への協力や加入を呼びかけ、幅広い視点をもった観光協会の充実を目指します。

用語説明

玉名ブランド認定品

「玉名ブランド認定審査会」において、玉名ブランド認定基準（地域基準・品質基準）に基づき認定された玉名地域の特色を生かした商品。

菊池川温泉郷

玉名温泉、山鹿温泉、菊池温泉など、熊本県北の菊池川流域にある多数の温泉を総称した呼称。

第2編 基本計画

- 玉名温泉を観光地として活性化するため、『玉名温泉活性化ビジョン』を基に、周辺の観光素材や温泉地を活用し、玉名温泉観光旅館協同組合を中心に、観光協会、商工会議所、商工会、商店街などと連携して諸施策を促進します。

(5) 国際観光への対応

- 外国人観光客の受け入れ態勢の充実と誘客を図るため、観光協会や温泉旅館などの関係団体と連携し、外国語表記のパンフレット作成や分かりやすい案内板などの整備を推進します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|---|-----------------|-----------------|
| 観光情報の提供のあり方や観光商品の開発など観光の振興について満足している市民の割合 | 12.0% | 15.9% |



玉名温泉「足湯」



松原海水浴場



いちご狩り



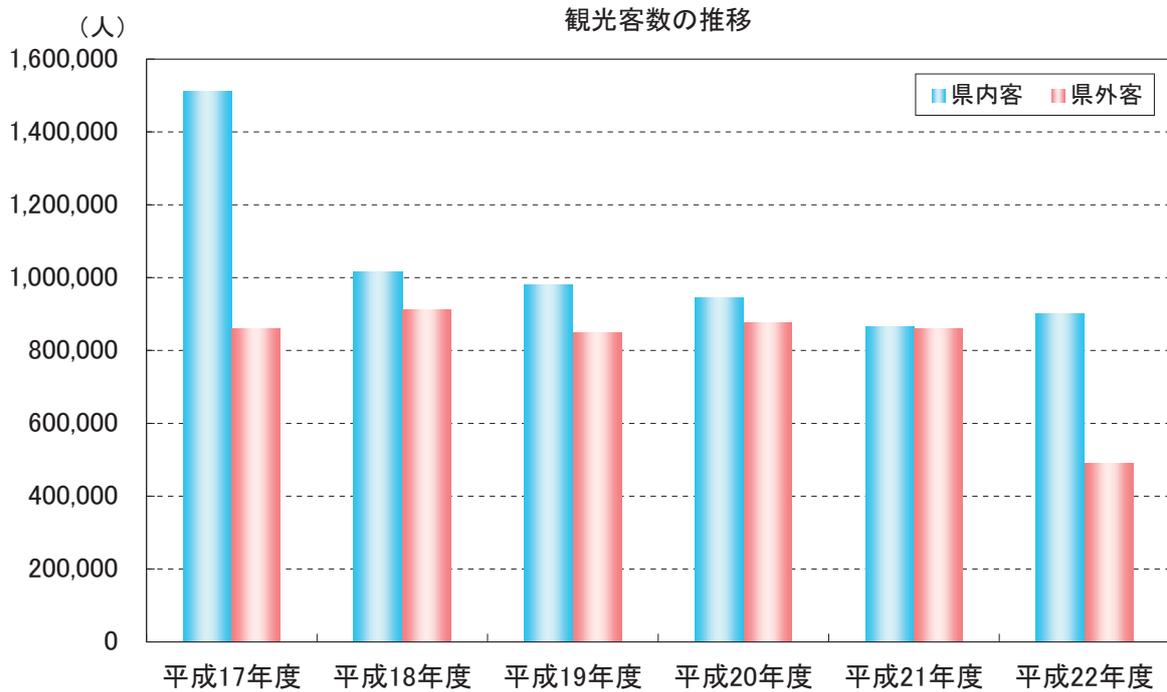
草枕温泉

◆観光客数の推移

(単位：人)

| | | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 観光客数 | 県内客 | 1,511,527 | 1,016,954 | 982,408 | 945,047 | 866,157 | 901,391 |
| | 県外客 | 859,679 | 914,211 | 850,474 | 876,820 | 860,798 | 491,415 |
| | 計 | 2,371,206 | 1,931,165 | 1,832,882 | 1,821,867 | 1,726,955 | 1,392,806 |
| 宿泊者数 | 県内客 | 31,711 | 37,679 | 38,218 | 39,323 | 33,471 | 21,636 |
| | 県外客 | 76,637 | 73,183 | 71,570 | 74,140 | 81,328 | 68,612 |
| | 計 | 108,348 | 110,862 | 109,788 | 113,463 | 114,799 | 90,248 |

資料：熊本県観光統計基礎資料



観光ほっとプラザ「たまらら」

第5章

いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

第1節 保健医療体制の充実

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 医療体制の充実

第2節 保健活動の推進

- (1) 保健活動の推進

第3節 社会福祉の充実

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 障がい者支援の充実
- (3) 高齢者支援の充実
- (4) 地域で支え合う体制の充実
- (5) ユニバーサルデザインの推進

第4節 社会保障の充実

- (1) 介護保険事業の充実
- (2) 国民健康保険事業などの健全運営
- (3) 国民年金制度の啓発
- (4) 低所得者福祉の充実

第5節 大学を活かしたまちづくり

- (1) 大学公開講座の活用
- (2) 大学施設の活用
- (3) 交流事業の推進



介護予防事業(いきいきふれあい教室)

便利で快適な
まちづくり

人と自然にやさしい
環境のまちづくり

人をはぐくむ
まちづくり

活力とにぎわいのある
産業のまちづくり

いきいきと暮らせる
福祉のまちづくり

みんなで進める
協働のまちづくり

第5章 いきいきと暮らせる福祉のまちづくり

第1節 保健医療体制の充実

◆現状と課題◆

医療体制は、地域の各医療機関や公立病院、あるいは近隣の中核病院や都市部の大病院などで、病状に応じて市民が質の高いサービスを安心して受けることができる環境整備が必要です。

公立玉名中央病院は、平成23年度から公営企業化され、より効率的で良質なサービス提供が期待されます。また、公立病院と医師会間では病診連携・病病連携事業があり、県下では1次医療・2次医療・3次医療病院の役割強化やドクターヘリ*の導入など体制整備が進み充実が図られています。その一方で、近年の高齢者人口増加の影響もあってか、医療費の高騰が顕著で、市や市民の負担が年々増加している現状もあります。

予防接種の普及により感染症の大きな流行は見られなくなりましたが、今後も予防接種をする意義や健康被害などについては、医療機関と連携して保護者への理解などを深めていくことが重要です。予防接種事業は主に個別接種で実施されているため、保護者への予防接種の知識などの周知と啓発を行い、過誤防止や受け漏れがないように取り組んでいく必要があります。

また、保健予防体制としては、中高年で発症する病気の多くは、若い世代からの生活習慣が大きく影響していることから、子ども・青年期から働き盛りの中高年世代を中心に、食生活・運動・睡眠・休養・ストレス予防などの生活習慣の改善に努め、より多くの市民が健康で長寿を全うする対策や支援が必要です。

◆施策の方針◆

より多くの市民が健やかに暮らせるよう、保健予防事業に重点を置き、各世代の健康づくりを推進します。

また、病気になった時には、市民が安心して良質な医療サービスを受けられるよう、医療施設の機能分担・機能強化を支援し、救急医療体制の整備を図るとともに、保健・医療の連携に努めます。

◆施策区分◆

●保健医療体制の充実

(1)健康づくりの推進

(2)医療体制の充実

用語説明

ドクターヘリ

救急医療用の医療機器等を装備し、救急医療の専門医及び看護師が同乗して、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプターのこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 健康づくりの推進

- 支援が必要な方には、随時、保健、医療、福祉、教育、地域などの関係機関と連携を取り、健やかに暮らせるよう調整支援していきます。また、それらのケースを通して連携のしくみを充実させていきます。市全体では、健康づくり推進協議会、食育推進連携会議、有明保健医療福祉連携会議などの活用により、関係機関の相互連携を図り、健康づくりの輪を拡充します。
- 「心身に障がいを持つ人とともに生きる地域づくり」を目指し、地域活動を推進します。
- 病気の多くはウイルスや細菌の感染で発症することから、それらの感染症に対する免疫を獲得し、その病気にかからないようにするため、関係機関と連携して予防接種率の向上と安全な予防接種の体制づくりに努めます。
- 「歯の健康」は市民の健康増進の重要な柱の一つであることから、幼児期からのフッ化物洗口*による虫歯予防を推進し、壮年期における歯周病検診を実施します。また、学校教育においては、児童生徒の虫歯予防と健康教育を推進するため、食後の歯磨き習慣や必要に応じた虫歯治療を推進します。
- 食生活改善推進員（ヘルスメイト）は、随時、食や健康に関する研修により技量を高め、地元地区での伝達活動を実施し、市民に食と健康の輪を拡充します。
- 食は、すべての人が毎日必要とし、幅広い分野が関わるため、家庭、保育所、幼稚園、学校、生産者、流通、消費者など多様な関係者との連携を深め、市民が食に関する正しい知識を身につけ健康的な食生活が実践できるよう取り組みます。
- 保健センターの機能を充実するため、安心して相談できる場の確保や支援するしくみと内容を充実するとともに、スタッフの質を向上します。
- 健康問題は、時代や環境によって、またその地区毎に違い、変わってくるため、保健活動も実態にあったものが求められます。そこで、事務事業見直しを適宜行い、住民に直接関わることのできる保健師と栄養士の地区担当制を充実させ、実態に即応した保健活動を実施します。
- 気軽に相談できる体制づくりを強化し、相談支援事業所や関係機関などと連携をとり、心身の健康づくりを推進します。
- 自殺者は健康問題と経済や生活問題などの複数の問題を抱えているため、総合的に対応する相談体制の構築を図り、自殺対策を推進します。

(2) 医療体制の充実 ◀◀ 重点施策

- 県保健医療計画に基づき、有明保健所、管内救急指定病院、医師会、消防関係などと連携を図り、夜間や休日の救急患者への対応体制の整備に努めます。
- 公立玉名中央病院の医師を確保する対策の一助として、医師就学資金貸与制度の設立について関係機関に要望します。
- ターミナルケア*の充実のための議論を深めるとともに、公立玉名中央病院において、がんの治療法として手術や放射線治療と同様に非常に有効な抗がん剤の使用による化学療法の充実を公立玉名中央病院に要望していきます。

用語説明

フッ化物洗口

フッ化物水溶液を用いてブクブクうがいを行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法のこと。

ターミナルケア

末期がん患者などに対して、主に延命を目的とするものではなく、身体的苦痛や精神的苦痛を軽減する終末期医療および看護のこと。

◆施策の目標指標◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 医療の供給体制や予防接種など公衆衛生について満足している市民の割合 | 16.7% | 22.0% |

◆各種健康診査の受診状況

(単位：件)

| | 基本健診 | 胃がん | 乳がん | 子宮がん | 肺がん | 大腸がん |
|-------------------|----------------|-------|-------|-------|--------|-------|
| 平成17年 (旧玉名市のみ) | 基本健診・全市民 4,386 | 1,995 | 601 | 707 | 6,608 | 1,644 |
| 平成17年 | 8,976 | 4,372 | 1,768 | 1,874 | 13,359 | 5,339 |
| 平成18年 | 7,960 | 2,233 | 1,385 | 1,579 | 9,661 | 3,867 |
| 平成19年 | 7,966 | 3,025 | 1,619 | 1,629 | 10,124 | 3,991 |
| 平成20年 | 特定健診・国保 4,199 | 2,765 | 1,552 | 1,584 | 9,311 | 3,670 |
| 平成21年 | 5,375 | 2,205 | 2,271 | 1,988 | 8,666 | 3,001 |
| 平成22年 | 4,693 | 2,250 | 2,146 | 2,086 | 8,740 | 3,224 |

資料：保健予防課

◆乳幼児健康診査の受診状況

(単位：件)

| | 1歳半健診 | 3歳児健診 |
|-------|--|--|
| 平成17年 | 531 | 624 |
| 平成18年 | 549 | 593 |
| 平成19年 | 551 | 562 |
| 平成20年 | 546 | ※対象者変更のため3カ月間休止。 (3歳3カ月⇒3歳6カ月へ) 398 |
| 平成21年 | 564 | 548 |
| 平成22年 | ※対象者変更のため2カ月間休止。 (1歳6カ月⇒1歳8カ月へ) 485 | 526 |

資料：保健予防課



玉名保健センター

◆死因別死亡者の推移

(単位：件)

| | がん | 心臓疾患 | 脳血管疾患 |
|-------|-----|------|-------|
| 平成16年 | 131 | 83 | 77 |
| 平成17年 | 186 | 145 | 95 |
| 平成18年 | 206 | 123 | 105 |
| 平成19年 | 210 | 136 | 105 |
| 平成20年 | 207 | 116 | 92 |
| 平成21年 | 201 | 124 | 100 |

資料：保健予防課



ヘルスマイト(食生活改善推進員)リーダー研修



食育推進連携会議



公立玉名中央病院

2節 保健活動の推進

◆現状と課題◆

母子保健においては、近年の少子化の中、産後のうつ状態や育児不安を抱く母親や気になる親子が目立つ傾向にあり、それらの個々の事例に的確かつ効果的に対応するため、関係機関や専門職がそれぞれの役割を明確にして対応しなければならないケースが増加しています。そこで、母親と直接接する機会の多い保健師の適切な対応がますます重要となっています。

保健センターでは、母性・乳幼児の健康の保持・増進を図るという母子保健の観点から、保健予防活動として、妊娠期から家庭訪問や健診の場における保健指導を通して、乳幼児が心身ともに健全に成長できるよう母親の育児力形成へつなげる支援の必要があります。

また、成人の健康診査として、各種がん検診、国民健康保険の特定健診、人間ドック、若人健診を実施していますが、受診率は低迷しています。また、特定保健指導対象者を始め、特に高血圧や糖尿病などの重症化予防を必要とする対象者が多く、十分な保健指導ができない状況です。**生活習慣病***は自覚症状がなく進行することが多いため、異常を発見するための毎年の継続健診に対する住民意識が低いことや、事後指導のマンパワー不足が課題となっています。

◆施策の方針◆

自分の健康は自分で守るという自己管理意識の高揚を図るとともに、市民のそれぞれの**ライフステージ***に応じた保健予防活動（訪問指導、健康教育、健康相談）などの取組を推進します。

◆施策区分◆

●保健活動の推進

(1) 保健活動の推進



乳幼児健康診査

用語説明

生活習慣病

不適切な食生活、運動不足、喫煙、飲酒などの生活習慣が起因すると考えられる病気。

ライフステージ

出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、リタイアなどの人生の節目によって変わる生活に着目した区分のこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 保健活動の推進

- 母性や乳幼児の健康の保持と増進を図るため、家庭訪問、健康診査、育児相談、母子保健推進員活動などを実施し、ケースに応じた保健指導・支援により母子保健の向上を推進します。
- 総合計画、食育計画、次世代育成計画との整合を図り、特定健康診査等実施計画を含む『健康玉名 21・健康なまちづくり計画』を策定します。
- 腎機能重症化防止を図り、慢性腎不全による透析導入への進行を阻止し、新規透析導入患者を減少させ、また、慢性腎臓病（CKD）に伴う**循環器疾患***の発症の抑制を図ります。更に、長期にわたり進行する腎疾患を早期に発見するために、各ライフサイクルに応じた生涯にわたる継続した予防体制を整備します。
- 特定健診などの受診率の向上やがん検診などの内容の充実を図るとともに、特定健診の継続受診者よりも新規受診者の健診結果の重症度が高いという実態があることから、新規受診者の掘り起しを積極的に実施します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|---------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 健康に関する相談や保健指導など保健活動の推進について満足している市民の割合 | 15.4% | 17.8% |



ヘルスアップ教室



保健師による乳児家庭訪問

用語説明

循環器疾患

脳血管疾患、心筋梗塞など。

第3節 社会福祉の充実

◆現状と課題◆

少子化対策としての子育て支援策が講じられてきましたが、少子化傾向に歯止めをかけるにはいたっていないのが現状です。家族のあり方や働き方などが多様化し、ひとり親家庭の増加や所得の格差など、問題が複雑になっており、これまでの少子化対策に加えて、将来へ向けての生活不安の解消や、生活と仕事の調和など、総合的な対策が必要となっています。

そこで、地域社会の中で安心して子どもを生み、育てることができるように、また、主役である子どもの育ちが確実に保障されるように、『次世代育成支援行動計画』の推進を中心に、充実した子育て環境を提供することが望まれています。

障がい者福祉に関しては、障害者自立支援法の改正やそれに代わる新しい法律の検討、県から市町村への福祉業務の権限移譲など、福祉を取り巻く状況が変化しているため、平成24年度に策定する『玉名市地域福祉計画』や『玉名市障がい者計画』で中長期的視野に立ち、障がい者の福祉に柔軟に対応できるよう努めることが求められています。

高齢者福祉実態調査では、介護や介助が必要になった原因は、高齢による衰弱、転倒骨折、認知症、脳卒中、関節疾患の順に高く、高齢者は交通手段の確保が困難という結果がでています。

また、高齢者ができる限り介護を必要とせずに生活するために、身近に元気づくりの「場」をつくるなど、一人ひとりが生きがいを持ち積極的に社会参加できる機会確保の拡充が求められています。

◆施策の方針◆

保育体制の充実と、地域子育て支援拠点を中心とした支援グループなどのネットワーク化や、ニーズに応じた支援策の充実と活用を推進します。

また、元気な高齢者がいきいきと暮らせるようにまちづくり活動などへの社会参加を促進するとともに、障がい者などの自立を目指した多様な支援に努めます。

更に、九州看護福祉大学との連携や、地域で支えあう体制づくりへの支援、ユニバーサルデザイン*の推進を図ります。

◆施策区分◆

●社会福祉の充実

(1) 子育て支援の充実

(2) 障がい者支援の充実

(3) 高齢者支援の充実

(4) 地域で支え合う体制の充実

(5) ユニバーサルデザインの推進

用語説明

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 子育て支援の充実 ◀◀ 重点施策

- 仕事と家庭の両立と子育てを支援するために延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業などを推進します。
- 地域の中で安心して子育てができるよう、情報発信や相談の窓口となる地域子育て支援センターなどを中心に、子育て支援団体などとのネットワーク化を推進します。
- ファミリーサポートセンター* や病児・病後児保育など、子育てを支える事業の充実を図ります。
- 子どもの育ちが確実に保障されるように、ひとり親家庭などの生活の安定と自立を目指して、多様な家庭環境などの現状を踏まえた総合的な支援策の推進を図ります。
- 子どもたちが心身ともに健やかに成長することを願い、家庭児童相談・婦人相談事業などを通じて、問題の早期発見やきめ細やかな対応を図ります。また、家庭だけでなく、保育所や学校、地域社会においても、子育てのための環境整備を推進します。

(2) 障がい者支援の充実

- 障がいのある方や家族が抱える相談に対応するため、有明圏域での相談支援事業や手話通訳者の設置を引き続き実施します。
- 各種福祉制度の適正な運用を図るため、『広報たまな』による周知や窓口照会への対応を徹底して実施します。
- 心身の発達に遅れや障がいがあり、継続的な療育などが必要な子どもや家族に対して、子どもの年齢に応じた総合的な療育指導* や助言を行う取組を推進するとともに、乳幼児期の保育や教育に携わるスタッフへの連続性ある支援体制の充実に努めます。
- 法律などに則った福祉サービスなどを提供しながら、今後も福祉の向上に努めます。また、障害者住宅改造事業などにより、住宅の確保や在宅生活での自立支援を実施するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
- 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を踏まえ、障がい者に対する市民の理解を深め、障がい者の権利を擁護するための施策を県と連携して推進します。これにより全ての市民が障がいの有無に関わらず、社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。

(3) 高齢者支援の充実

- 介護を必要とする高齢者が適正な介護サービスを利用できるように介護保険制度の情報提供などを積極的に実施します。
- 清掃活動、独居老人宅訪問、神楽などの伝統行事への参加などの地域貢献活動を実施する老人会や、個々の高齢者の経験や特技などを生かした就労の機会を提供するシルバー人材センターを補助金の支給により支援します。

用語説明

ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助ける会員組織のこと。

療育指導

身体に障害がある、または近い将来に身体障害を招くおそれのある児童を早期に発見して、適切な治療上の指導を行い、障害の治癒もしくは軽減を図るための指導のこと。

- 介護の必要がない高齢者には、高齢者福祉事業などによる細やかな**高齢者福祉サービス***を提供します。

(4) 地域で支え合う体制の充実

- 市の社会福祉協議会や民生委員・児童委員などにより地域による見守り体制と市の連携を進めます。特に災害時要援護者に対する支援では、災害に支援を求める高齢者や障がい者などの実態把握に努めるとともに、関係各種団体との連携や調整に努めます。
- 深刻な社会問題として近年急増し顕在化している児童虐待や**ドメスティック・バイオレンス***（DV）をはじめ、高齢者、障がい者などの虐待を防止するとともに、さまざまな人権問題の解決に適切に対応するため、関係機関や地域社会と連携して総合的な取組を実施します。
- 本市に定着している有償ボランティアによる移送サービスは、関係団体との調整を実施し更なる充実に努めます。

(5) ユニバーサルデザインの推進

- すべての施策を展開する基本的な視点としてユニバーサルデザインの考え方を踏まえるとともに、関係が深い障がい者団体などからの参考意見を取り入れながら今後もユニバーサルデザインを推進していきます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|----------------------------------|-----------------|-----------------|
| 子育て支援や障がい者・高齢者の福祉について満足している市民の割合 | 11.4% | 16.1% |



空き教室を利用した学童保育



地域子育て支援センター

用語説明

高齢者福祉サービス

生活上何らかの支援や介助を必要とする高齢者に対し、生活の質を維持・向上させるためのサービス。

ドメスティック・バイオレンス

domestic violence の略。家庭内における暴力行為。特に、夫や恋人など近い関係にある男性から女性への暴力のこと。身体的な暴力行為のほか、精神的、性的暴力も含む。

◆未就学児の推移

(単位：人)

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 0歳 | 535 | 530 | 555 | 515 | 528 | 549 |
| 1歳 | 570 | 564 | 547 | 574 | 538 | 537 |
| 2歳 | 594 | 569 | 557 | 557 | 563 | 552 |
| 3歳 | 663 | 576 | 577 | 570 | 556 | 562 |
| 4歳 | 651 | 598 | 585 | 592 | 574 | 561 |
| 5歳 | 640 | 645 | 598 | 586 | 584 | 577 |
| 計 | 3,653 | 3,482 | 3,419 | 3,393 | 3,343 | 3,338 |

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）

◆年齢別保育園児数の現況

(単位：人)

| | 保育園児数 | 市外から措置 | 計 | 市外へ措置 |
|----|-------|--------|-------|-------|
| 0歳 | 180 | 6 | 186 | 13 |
| 1歳 | 252 | 8 | 260 | 19 |
| 2歳 | 307 | 10 | 317 | 22 |
| 3歳 | 303 | 5 | 308 | 11 |
| 4歳 | 337 | 4 | 341 | 25 |
| 5歳 | 327 | 5 | 332 | 13 |
| 計 | 1,706 | 38 | 1,744 | 103 |

資料：子育て支援課(平成23年3月現在)

◆障がい者等状況数(手帳所持者数)

(単位：人)

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 身体障害者 | 3,407 | 3,469 | 3,554 | 3,610 | 3,637 |
| 知的障害者 | 352 | 371 | 393 | 400 | 407 |
| 精神障害者 | 347 | 348 | 363 | 395 | 383 |
| 計 | 4,106 | 4,188 | 4,310 | 4,405 | 4,427 |

資料：総合福祉課（各年度3月31日現在）

◆ボランティア数

| | |
|------------------|--------|
| グループ数 | 157 |
| 登録者数(老人会を含む。)(人) | 10,638 |

資料：市社会福祉協議会（平成22年10月1日現在）



手話通訳者による窓口対応補助

第4節 社会保障の充実

◆現状と課題◆

高齢社会に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、介護保険制度の周知徹底、介護保険サービスの適正な利用、サービスの質の向上などが望まれています。

また、高齢者の増加に伴い要介護状態の方も増加しており、認知症や寝たきりなどの介護が必要な方への在宅介護支援をはじめとする介護予防サービスや介護サービスの充実はもとより、介護の必要がない方への介護予防のための施策の積極的な展開も求められています。

国民健康保険と後期高齢者医療については、財政の健全化や安定した事業運営が、国民年金については、国民年金制度の健全な運営と国民年金加入者の受給権の確保が求められています。

国保税は平成18年度に均一課税を実施し、合併協議会の決定事項である**3税方式***の移行を平成20年度までに終了しました。

また、一人親世帯などに向けた支援も進めていく必要があります。

◆施策の方針◆

介護保険業務の円滑化を図り、市民ニーズに的確に対応します。

また、国民健康保険と後期高齢者医療の円滑な運営や、国民年金制度に対する市民への理解と普及・啓発に努め、制度の健全な運営とともに、国民年金加入者の受給権の確保に努めます。

低所得者対策は、生活指導相談体制を充実し、多様化する個別事情に適切に対応します。

◆施策区分◆

●社会保障の充実

(1) 介護保険事業の充実

(2) 国民健康保険事業などの健全運営

(3) 国民年金制度の啓発

(4) 低所得者福祉の充実

用語説明

3 税方式

国民健康保険に要する費用を所得割・被保険者均等割・世帯平等割で調達する方法のこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 介護保険事業の充実 ◀◀ 重点施策

- 高齢者が住み慣れた地域で日常生活ができるよう、高齢者のニーズに合わせて、地域密着型サービスなどの介護サービスの充実を図ります。
- 高齢者ができる限り介護を必要とせずに安心して生活できるよう地域支援事業（任意事業）などの充実を図ります。
- 要介護認定や要支援認定を受けた高齢者に対し、適宜、きめ細かな居宅サービスや施設サービスなどの介護サービスや介護予防サービスを提供します。
- 元気な高齢者を対象に、「いきいきふれあい活動*」や「介護予防体操」などの一次予防事業や虚弱な高齢者を対象に通所や訪問型の運動・口腔等機能改善のための二次予防事業を実施し介護予防に努めます。
- 高齢者の介護、福祉、医療をはじめ様々な疑問や心配事などを気軽に安心して相談できる、また、必要に応じた支援を継続的に実施していくための機関である地域包括支援センターの機能強化と充実を図ります。

(2) 国民健康保険事業などの健全運営

- 医療費抑制のため、ジェネリック医薬品*の推進、被保険者の健康医療に対する意識の高揚などを図ります。
- 受診率向上の取組を講じ、保健師などによる健診事後指導を充実させ、保健事業の推進を図ります。
- 安定的な財政運営を図るため、玉名市国民健康保険税滞納対策事業実施要綱により、短期被保険者証や資格証明書を発行し、また、被保険者との接触の機会確保に努めるなどして収納率の向上を図ります。
- 後期高齢者医療制度の円滑な事業運営を図るため、制度の周知に努めます。

(3) 国民年金制度の啓発

- 市民が年金制度の理解を深めるための情報提供や相談体制を充実し、制度の普及啓発を進めることで、対象者への適正な完全適用を目指します。

(4) 低所得者福祉の充実

- 要保護世帯の個々の実情に即した援助や自立支援を推進するため、庁内関係課や関係機関と連携した相談や援助・指導体制の充実を図るとともに、生活保護制度の適正な運用を図ります。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|--|-----------------|-----------------|
| 国民健康保険や介護保険、国民年金などの社会保障について満足している市民の割合 | 11.4% | 13.5% |

用語説明

いきいきふれあい活動

高齢者が地域の公民館などで人とふれあうことによって、孤立感を解消し、寝たきりや認知症を予防できるよう、市の支援により地域リーダーが実施する主体的な活動。

ジェネリック医薬品

特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品。

◆高齢者数の状況 (単位：人)

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|---------|--------|--------|--------|
| 65歳～74歳 | 9,332 | 9,200 | 8,741 |
| 75歳～84歳 | 5,323 | 6,610 | 7,413 |
| 85歳以上 | 1,967 | 2,509 | 3,168 |
| 計 | 16,622 | 18,319 | 19,322 |

資料：国勢調査

◆1号被保険者（65歳以上）の状況 (単位：人)

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 計 |
|--------|------|------|-------|------|------|------|------|-------|
| 平成18年度 | 443 | 202 | 1,202 | 489 | 404 | 450 | 335 | 3,525 |
| 平成19年度 | 617 | 343 | 804 | 553 | 481 | 428 | 326 | 3,552 |
| 平成20年度 | 598 | 392 | 860 | 620 | 509 | 402 | 319 | 3,700 |
| 平成21年度 | 519 | 455 | 850 | 619 | 541 | 449 | 302 | 3,735 |
| 平成22年度 | 508 | 547 | 848 | 665 | 504 | 450 | 339 | 3,861 |
| 平成23年度 | 549 | 598 | 886 | 726 | 507 | 456 | 370 | 4,092 |

資料：高齢介護課（各年度、10月1日現在）



介護予防体操（ゆた～つと元気体操）



介護予防教室（特とくはつらつ教室）

◆国民健康保険の状況

| 年度 | 加入世帯(世帯) | 被保険者(人) | 被保険者1人当たりの保険税(円) | | 1世帯当たり 保険税(円) | 収納率(現年分) | | 療養諸費(千円) | |
|----|----------|---------|------------------|---------|------------------|----------|--------|-----------|-----------|
| | (年度平均) | (年度平均) | 一般 | 退職 | | 一般 | 退職 | 一般 | 退職 |
| 17 | 14,569 | 32,033 | 74,509 | 82,871 | 164,949 | 91.83% | 97.62% | 3,917,544 | 1,473,236 |
| 18 | 14,725 | 31,757 | 71,247 | 81,095 | 157,129 | 90.64% | 97.91% | 4,704,562 | 1,942,452 |
| 19 | 14,781 | 31,350 | 74,729 | 85,335 | 162,467 | 91.59% | 98.12% | 4,796,138 | 2,200,079 |
| 20 | 11,618 | 22,825 | 86,649 | 89,659 | 170,681 | 91.59% | 96.65% | 6,523,133 | 681,389 |
| 21 | 11,416 | 22,694 | 84,829 | 107,678 | 171,421 | 91.17% | 96.70% | 6,794,657 | 642,259 |
| 22 | 11,392 | 22,420 | 85,638 | 102,513 | 171,758 | 90.81% | 96.91% | 7,054,975 | 663,323 |

| 年度 | 1人当たり療養諸費(円) | | 1件当たり日数(日) | | 1件当たり診療費(円) | | 1日当たり診療費(円) | | 1人当たり診療費(円) | |
|----|--------------|---------|------------|------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|---------|
| | 一般 | 退職 | 一般 | 退職 | 一般 | 退職 | 一般 | 退職 | 一般 | 退職 |
| 17 | 213,234 | 296,963 | 2.13 | 1.85 | 26,923 | 22,589 | 9,519 | 8,812 | 213,234 | 296,963 |
| 18 | 257,572 | 374,052 | 2.76 | 2.47 | 26,394 | 21,652 | 9,561 | 8,776 | 221,589 | 311,765 |
| 19 | 267,941 | 398,493 | 2.71 | 2.46 | 26,302 | 22,453 | 9,709 | 9,131 | 230,157 | 332,152 |
| 20 | 309,256 | 393,412 | 2.59 | 2.35 | 25,882 | 25,103 | 10,005 | 10,689 | 262,381 | 328,962 |
| 21 | 318,983 | 461,062 | 2.51 | 2.42 | 25,747 | 29,207 | 10,266 | 12,065 | 267,763 | 388,911 |
| 22 | 337,574 | 463,110 | 2.45 | 2.29 | 26,390 | 28,466 | 10,770 | 12,422 | 283,177 | 367,294 |

資料：保険年金課

◆国民年金の給付状況

| | 受給権者数(人) | | | | | | | | |
|--------|----------|-------|-------|-------|-----|------|----|------|--------|
| | 老齢基礎 | 老齢 | 通算老齢 | 障害基礎 | 障害 | 遺族基礎 | 寡婦 | 老齢福祉 | 計 |
| 平成17年度 | 12,325 | 3,370 | 1,056 | 1,210 | 121 | 67 | 24 | 40 | 18,213 |
| 平成18年度 | 13,016 | 3,124 | 999 | 1,257 | 114 | 63 | 20 | 35 | 18,628 |
| 平成19年度 | 13,654 | 2,870 | 923 | 1,287 | 109 | 61 | 17 | 23 | 18,944 |
| 平成20年度 | 14,284 | 2,626 | 886 | 1,295 | 101 | 58 | 18 | 15 | 19,283 |
| 平成21年度 | 15,021 | 2,417 | 838 | 1,384 | 102 | 174 | 54 | 10 | 20,000 |
| 平成22年度 | 15,404 | 2,168 | 782 | 1,398 | 96 | 180 | 50 | 3 | 20,081 |

資料提供：日本年金機構玉名年金事務所

第5節 大学を活かしたまちづくり

◆現状と課題◆

九州看護福祉大学は、地域住民や近隣自治体をはじめとする関係者の支援と協力のもと平成10年に開学し、順調な発展をみています。

今後も、本市と九州看護福祉大学をはじめとする包括協定を締結した大学とにより、地域における活動や調査・研究、人材育成、産業振興、地域づくりなど様々な分野で相互に協力・連携して、地域の課題解消を進める必要があります。

◆施策の方針◆

先進性のある福祉事業やまちづくり活動を総合的に推進するため、九州看護福祉大学などと連携し、共同の研究システムの構築や若々しい独創性のあるアイデアを生かしたまちづくりに取り組みます。

◆施策区分◆

●大学を活かしたまちづくり

(1) 大学公開講座の活用

(2) 大学施設の活用

(3) 交流事業の推進



熊本県立大学との包括協定調印式



九州看護福祉大学

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 大学公開講座の活用

● 教養の向上と生涯学習を推進するため、九州看護福祉大学をはじめ**包括協定大学***での公開講座の積極的な活用や、大学講師を招いた市民ニーズに合った各種講演会などを開催します。

(2) 大学施設の活用

● 九州看護福祉大学が地域に開かれた生涯学習の拠点の一つとなるために、図書館、体育館、グラウンドなどの大学施設の市民活用について、引き続き推進するよう要望していきます。

(3) 交流事業の推進

● 九州看護福祉大学で学ぶ学生が「玉名が第2のふるさと」と言えるよう、玉名の歴史、文化、観光などの地域資源を活用した市民と学生の交流事業を推進します。

● 保健師学生の地域看護実習や市保健師の現任教育などを通して互いに連携し、保健師や保健サービスの資質向上を図ります。また、行政と九州看護福祉大学の連携事業として実施していた健康フェアは、本来の住民への健康・食育に関する啓発の場とするため、今後、内容の検討を重ね、より多くの市民に有効な真の健康づくりを図ります。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|
| 大学を活かしたまちづくりの推進について満足している市民の割合 | 14.8% | 15.6% |



くまもと緑のリレーフォーラム in 玉名



健康食育福祉フェアでの健康・栄養相談

用語説明

包括協定大学

本市が相互に人的・知的資源の交流を図り連携協力するため各分野において包括的な協定を締結している大学。平成23年度末現在では九州看護福祉大学、崇城大学及び熊本県立大学を指す。

第6章

みんなで進める協働のまちづくり

第1節 協働のまちづくり

- (1) 市民協働の推進
- (2) 市民公益活動の支援

第2節 人権啓発の推進

- (1) 人権教育と人権啓発活動の充実

第3節 男女共同参画社会の推進

- (1) 男女共同参画社会の形成
- (2) 男女共同参画センターの開設

第4節 情報公開の推進

- (1) 情報公開の充実
- (2) 個人情報保護対策の強化
- (3) 行政情報発信の充実

第5節 行財政運営の効率化

- (1) 健全な財政の運営
- (2) 行政経営の推進
- (3) 職員の計画的人事配置と育成
- (4) 行政施設の整備と有効活用



市民と市長との意見交換

第6章 みんなで進める協働のまちづくり

第1節 協働のまちづくり

◆現状と課題◆

これまでの行政主導型の市民参加から、市民、NPO、事業者、行政などが協働の精神により公共的サービスを担う「新しい公共」の考えに基づく、福祉、環境、まちづくりなど身近な分野の課題解決が求められています。

本市には、さまざまな分野において多くの市民グループや団体がまちづくりやボランティア活動に取り組んでいます。

平成25年度までとなっている玉名21の星事業においては、それぞれの地域で住民自ら計画したまちづくり活動が行われています。

一方で、市民活動団体へのアンケート結果では、活動費への補助・助成や市民活動センターが必要であると考えている団体が多く、活動の支援に対する行政の役割は重要となっています。

◆施策の方針◆

市民と行政との協働を進めるための環境や仕組みづくりに取り組むとともに、団体等の活動やコミュニティづくりの支援に努めます。

◆施策区分◆

●協働のまちづくり

(1) 市民協働の推進

(2) 市民公益活動の支援



地域協議会

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 市民協働の推進 ◀◀ 重点施策

- 各地域が持っている個性や魅力を最大限発揮できるまちづくりを推進するため、市民参加や市民協働の推進に関する指針や条例などの制定を検討します。また、市民の市政に対する意見や要望を把握するため、市長との意見交換を行う場の確保を図ります。
- 地域的心声を行政に反映させるとともに、住民の主体的な参加により住民自治の充実を図るために、地域自治区を単位として地域協議会が設置されており、これらの協議会などを通じて協働のまちづくりを目指します。

(2) 市民公益活動の支援

- 新たな公共を担うNPOやボランティア団体などの市民公益活動を応援するため、「市民活動情報サイト『たまりん』」の活用を促進するとともに、助成金制度の創設や公共施設の空スペースを活用した市民活動センターの設置などの支援を検討します。
- 玉名 21 の星事業も含め、コミュニティ活動、地域づくり活動に対する支援のあり方を検討するとともに、地域内住民と関係団体がともに活動する「校区コミュニティ協議会（仮称）」の設置についても検討します。また、コミュニティづくりの拠点づくりとして既存施設の活用を推進します。
- 市民の健康増進や産業の活性化に資する薬草を活用したまちづくりを推進するため、薬草に関する情報発信や普及活動を積極的に実施する市民団体を支援します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|------------------------------------|-----------------|-----------------|
| 市民協働による地域づくり活動などの推進について満足している市民の割合 | 8. 2% | 9. 4% |



地域づくり活動(コスモス畑)



コミュニティ活動(ウォーキング大会)

第2節 人権啓発の推進

◆現状と課題◆

本市では、『玉名市人権教育・啓発基本計画』を策定し、一人ひとりの人権が尊重される、明るく住み良いまちづくりを目指し、同和問題をはじめとするあらゆる差別をなくす取組を進めてきました。

しかしながら、近年の国際化や高度情報化といった社会環境の変化に伴い、ドメスティック・バイオレンス（DV）、児童や高齢者への虐待、インターネットを利用した人権侵害など、人権問題も複雑化、多様化してきているのが現状です。

このような様々な問題の解決に向け、人権教育・啓発をより一層推進し、人権意識の高揚を図ることが重要な課題となっています。

◆施策の方針◆

基本的人権を尊重する社会実現を目指して、学校教育や社会教育などのあらゆる場面において、様々な人権問題への啓発に取り組み、明るいまちづくりを進めます。

◆施策区分◆

●人権啓発の推進

(1) 人権教育と人権啓発活動の充実



人権週間の啓発活動



人権の花フェスティバル

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 人権教育と人権啓発活動の充実

- 地域や学校、家庭、職場などあらゆる分野において、各組織と協働し、人権啓発の推進に努めます。また、国、県や人権擁護委員など関係機関との連携を強化し、『玉名市人権教育・啓発基本計画』の推進と迅速且つ的確な対応ができるような相談体制の充実を図ります。
- 人権教育と啓発活動の充実を目指して、市の広報紙やホームページなどを通じた啓発に努めます。
- さまざまな人権問題をひとつとして片付けてしまうのではなく、自分自身の事として大切に受け止め、考える力を養うとともに、それらを通じて身につけた人権問題への積極的な関心や態度、的確な技能などが日常生活の中で実践できるような啓発を推進します。
- 毎年12月4日から10日までの「人権週間」の期間中においては、より一層市民への啓発を図ります。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|--------------------------------|----------------|----------------|
| 人権啓発や人権教育の活動の推進について満足している市民の割合 | 8.9% | 9.6% |



人権教育研究大会



人権啓発のポスターの展示

第3節 男女共同参画社会の推進

◆現状と課題◆

社会の多くの分野で未だ「男性が優遇されている」と感じる人が多く、子育てや介護などの分野においても女性への負担が大きく、女性の社会進出の壁となっている状況にあります。

また、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まりなど厳しい社会情勢の中で男女が互いのワークライフバランス*を見直す必要があるといえます。

少子・高齢化が進み、社会経済情勢が急変していく中で、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現は、より豊かで活力のある社会を目指す上で必要不可欠なものとなっています。男女共同参画社会は多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を目指すことが重要です。

◆施策の方針◆

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず平等に社会参画できる社会づくりを推進します。

◆施策区分◆

●男女共同参画社会の推進

(1) 男女共同参画社会の形成

(2) 男女共同参画センターの開設



男女共同参画フォーラム

用語説明

ワークライフバランス

仕事と生活の調和の意味で、働きながら生活も充実させられるよう、職場や社会環境を整えること。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 男女共同参画社会の形成

- 男女共同参画社会推進事業に関わる研修、相談業務、交流活動をはじめ、専門性の高い学習機会を提供します。
- より豊かで活力ある社会を目指し、社会のあらゆる分野における政策や方針決定の場への女性の参画を実現することで、男女双方の意見を施策へ反映させていくことが可能となります。各種審議会などへの女性委員の登用を推進するとともに、毎年女性登用状況調査の結果を公表します。
- 『玉名市女性人材リスト』の作成と積極的活用を図るとともに、玉名市男女共同参画審議会、玉名市男女共同参画社会行政推進委員会により、男女共同参画社会の形成に向けた総合的企画と効果的な施策を推進します。
- 「男女がともに尊重しあい、自分らしく生きられる社会の実現」を目指して、平成19年度に策定した『玉名市男女共同参画計画』を時代の変化に適応した、より効果的なものとするために平成24年度に『第2次玉名市男女共同参画計画』を策定します。
- 住民に最も近い市町村が全力で男女共同参画社会づくりに取り組むことを「男女共同参画宣言都市」として周知することで、今後の更なる施策の推進を促し、男女共同参画社会の実現に向けた機運を醸成させます。また、講演会や講座や広報紙などを活用した啓発活動を実施することで、広く市民への理解を得られるよう努めます。

(2) 男女共同参画センターの開設

- 社会のあらゆる分野において、男女がともに参画することができる社会を目指し、男女共同参画社会推進のための機能的な拠点施設を確保するとともに、男女共同参画センターの開設を目指します。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|-----------------------------------|----------------|----------------|
| 男女共同参画社会の実現に向けた取組みについて満足している市民の割合 | 7.6% | 8.1% |



男女共同参画週間の図書展示

第4節 情報公開の推進

◆現状と課題◆

現在、議会の映像配信については、本庁舎1階ロビー、各総合支所のテレビ、また各家庭には、インターネットによる配信を行っています。議会開催日の視聴が難しい方には、後日録画配信を行っています。

住民票などの個人情報保護を推進するために、適切な取り扱いを徹底しており、今後は、個人情報保護意識、啓発を更に高め、個人情報保護に対し万全を期する必要があります。

広報たまなは、月2回（1日号、15日号）の発行を行い、行政情報、地域の話題などを掲載していますが、読みやすくわかりやすい広報紙が求められています。今後も、紙面のレイアウトを徐々にリニューアル*し、更に読みやすく、わかりやすい広報紙づくりに努めていくことが求められています。

また、各課の情報化推進員を中心に、ホームページへの記事作成を行っています。各課が保有する記事の量が増えたため、更新がされていないページや未公開のページ、リンク*切れのページが増えてきている状況です。年1回の操作研修に加え、職員の普段からの意識向上と情報発信の重要性を再認識してもらうことが重要になってきています。

◆施策の方針◆

市民に分かりやすく開かれた行政運営を目指して、広報・広聴活動を充実するとともに、「住民自治」が機能するために欠かせない適切な情報公開を推進します。

◆施策区分◆

●情報公開の推進

(1) 情報公開の充実

(2) 個人情報保護対策の強化

(3) 行政情報発信の充実

用語説明

リニューアル

新しく作り直して再生させること。

リンク

文書ファイルや画像データ、音声データ同士を文書中で相互に結び付ける仕組みのこと。

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 情報公開の充実

- 市民の市政への参加意識を高め、議会をより身近なものにとらえるよう、インターネットによる議会映像の放映を推進します。
- 開かれた行政の責務として、住民ニーズの多様化に伴う情報公開請求には素早い対応を図ります。
- 使いやすく解りやすい議事検索システムの構築により、事務の能率化を図ります。

(2) 個人情報保護対策の強化

- 個人情報の収集や利用にあたっては、利用目的を明確に説明するとともに、原則として、本人からの事前の同意を得ることとします。
- 住民票などの個人情報保護を更に推進するために、適切な取扱を徹底し、個人情報保護意識を強化します。

(3) 行政情報発信の充実

- 多くの玉名市民に読んでもらえるような広報紙づくりのため、行政情報だけではなく地域の話題などもできるだけ盛り込むように努め、市の情報発信力を高めます。
- ホームページを利用し、効果的かつ利便性を重視した情報発信を推進します。また、記事を作成する職員の意識と技術の向上に努めます。

◆ 施策の目標指標 ◆

| 目標指標 | 現状値 (H23 年度) | 目標値 (H28 年度) |
|---|-----------------|-----------------|
| 情報公開のあり方や広報紙などによる行政情報の提供について満足している市民の割合 | 24.8% | 25.7% |



情報公開総合窓口



市ホームページ

第5節 行財政運営の効率化

◆現状と課題◆

比較的健全な財政状況である本市においても、景気の低迷や地方分権の進展により、効果的で効率的な財政運営が求められています。

そこで、今後の行政需要に対して十分に対応できる財政基盤を確立するため、市税などの自主財源を確保するとともに、行政評価制度を予算編成に連動させるなど、財政の健全化に更に努める必要があります。

また、行政運営の一端を担う職員には、その責任を担う資質と能力が求められるとともに、熱意を持って魅力あるまちづくりを推進する気概も必要であり、職員の人材育成に更に積極的に努めることも重要です。

更に、機構改革を推進し、時代の変化や多様な市民ニーズに迅速に対応できる効率的な組織の再編に取り組むことも重要な課題となっています。

◆施策の方針◆

行政改革大綱の策定の基本理念である「信頼と勇気ある改革」の実現を目指すとともに、施策の効率的な執行と適切な進行管理を実施し、その必要性や成果を客観的に評価する行政評価制度を予算編成に連動し、より質の高い行政サービスの提供と財政の健全化を推進します。

また、職員の資質の向上を図るとともに、有明広域圏を中心に、行政運営の広域化に向けて継続して取り組みます。

◆施策区分◆

●財政運営の効率化

- (1) 健全な財政の運営
- (2) 行政経営の推進
- (3) 職員の計画的人事配置と育成
- (4) 行政施設の整備と有効活用



職員研修

◆ 主要施策の概要 ◆

(1) 健全な財政の運営 ◀◀ 重点施策

- 将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、自主財源の一層の確保を図り、**行政評価制度***と予算編成を連動させることにより予算の適正な執行と事務事業の見直しを実施します。また、中・長期的な展望に立った施策の推進に取り組むとともに、基金を計画的に運用し健全な財政の運営を図ります。

(2) 行政経営の推進

- 『職員定員適正化計画』、『新庁舎建設計画』と並行して、総合支所から支所への移行を検討し、住民にわかりやすい本庁と支所組織の機能のあり方を検証します。
- 平成 23 年度から導入している行政評価の効果的な活用のため、事務事業の成果を客観的に検証することにより経営意識の向上を図ります。
- 公平性と地場産業の育成を両立した条件付一般競争入札や、入札参加者の負担軽減、不正防止、事務の簡素化を目的とした**電子入札***の導入に取り組むとともに、公共工事の品質確保を図るため、価格のみでなく技術力も考慮して落札業者を決定する総合評価方式の実施に努めます。

(3) 職員の計画的な人事配置と育成 ◀◀ 重点施策

- 限られた財源や人員の有効活用を図り、新たな行政課題や社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、最小の経費で最大の効果をあげるという観点から、合併後の 10 年間は、退職者数の 3 分の 1 を新規採用しながら、定員の適正化を図ります。
- 本市の職員は、採用後の一定期間に幅広く各行政分野を経験させるとともに、県などとの人事交流を進めるなど計画的な人事配置や人材育成を実施します。
- 『人材育成基本方針』に基づき、引き続き職員の能力開発を積極的に推進するとともに、人事評価の結果を適材適所の人事配置や公正な処遇につなげることで、職員の意欲向上と個々の能力・組織力の向上を図ります。また、住民ニーズ、政策課題、職員構成などの変化に柔軟に対応するため、適宜、効果的な職員研修を実施します。

(4) 行政施設の整備と有効活用 ◀◀ 重点施策

- 市役所本庁舎は、老朽化はもとより、執務スペースの狭さや駐車場の慢性的な不足などより庁舎機能と利便性が低下しています。そこで、平成 22 年度に実施した有識者と市民などから聴取した意見の結果を踏まえ**新市建設計画***を再検討し、翌年から実施設計を見直しています。今後は、できる限り総事業を抑え、財政的に有利な合併特例債の適用期限である平成 27 年度までの完成を目途に新庁舎の建設を推進します。また、本庁舎の跡地は、これまでの検討結果を参考にし、有効な利活用策を検討します。
- 各総合支所は、配置されている課が減少し、将来に向けては、総合支所職員数の減少も進むことから、総合支所内の空きスペースが増加することになります。そこで、市民サークルやボランティア団体などが実施する事業の拠点施設として提供するなど、有効利用を図ります。

用語説明

行政評価制度

行政機関が実施した政策について、その必要性・効率性・有効性などの観点から評価し、次年度の政策の企画立案に役立てる制度のこと。

電子入札

主に官公庁と業者との間における入札業務をインターネット上で行うためのシステム。その入札方式のこと。

新市建設計画

新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示す合併特例法に基づき合併協議会が策定した法定計画のこと。

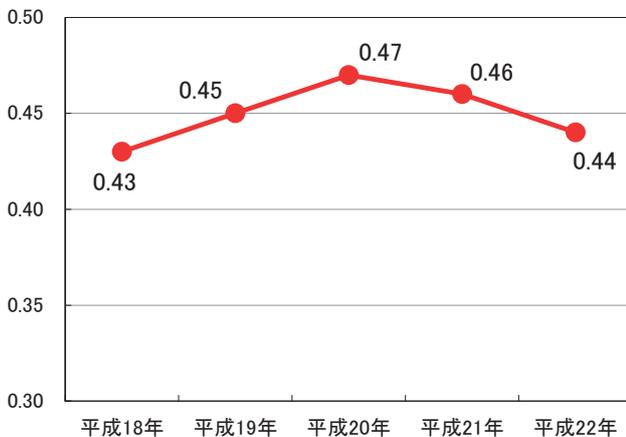
- 公立学校、社会教育施設、文化施設など市内各地に配置されている公共施設の実態調査と分析・評価を実施し、『公共施設マネジメント白書』を作成します。また、各公共施設の有効活用や統廃合、適切な施設改修、維持管理、運営形態の見直しなどを検討し、平成24年度までに『公共施設適正配置計画』を策定し、適正な配置と整備を推進します。

◆ 施策の目標指標 ◆

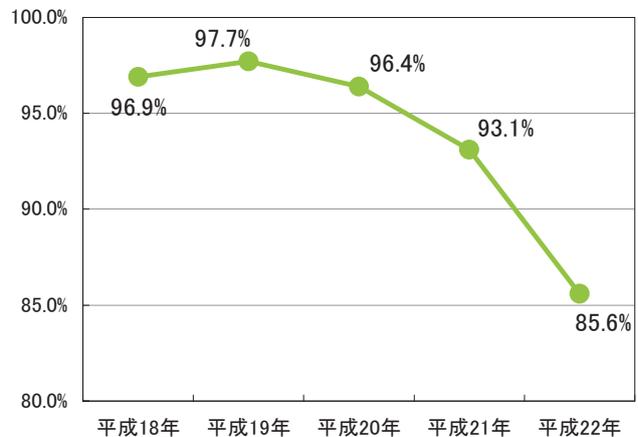
| 目標指標 | 現状値 (H23年度) | 目標値 (H28年度) |
|---------------------------------------|----------------|----------------|
| 市役所の施設のあり方や行政財政改革ための取組について満足している市民の割合 | 7.7% | 11.7% |

◆ 主な財政指数

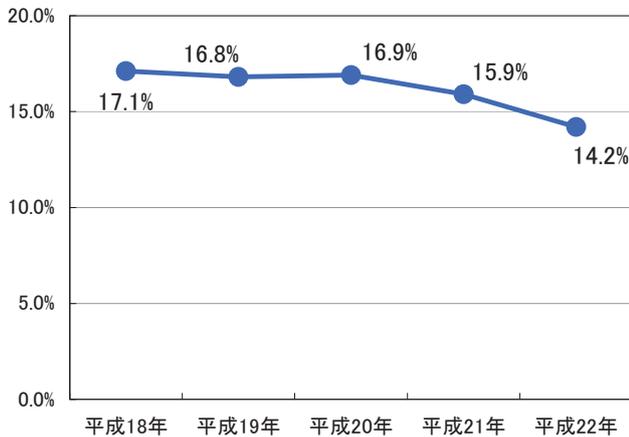
【財政力指数*】



【経常収支比率*】



【実質公債費比率*】



『財政の長期見通し』と『予算書』

用語説明

財政力指数

財政基盤の強さを表す指標。この指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強いことになる。

経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指数。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることになる。

実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金）が財政に及ぼす負担を表す指標。25%を超えると一部の地方債について発行が制限される。